

参議院文教委員會會議録第十九号

昭和三十六年四月十三日(木曜日)
午前十時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事 北畠 教真君
近藤 鶴代君
野本 昂吉君
豊瀬 慎一君

委員

安部 清美君
井川 伊平君
千葉千代世君
矢嶋 三義君
米田 勲君
柏原 ヤス君
常岡 一郎君
岩間 正男君

衆議院議員

山崎 始男君

國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 荒木萬壽夫君
池田正之輔君

政府委員

内閣官房長官 大平 正芳君
人事院総裁 入江誠一郎君
人事院事務局長 瀧本 忠男君
警察庁警備局長 三輪 良雄君
警察庁警務局長 江藤 智君
経済企画 政務次官 久田 太郎君
科学技術庁 計画局長 瀧川 彌三君
文部政務次官 瀧川 彌三君
文部大臣官房長 天城 勲君

文部大臣官 安嶋 弥君
房会計課長 内藤三郎君
文部省初等中 等教育局長 福田 繁君
文部省管理局長 後藤 以紀君
工業技術院長 常任委員 工榮 英司君
事務局側 会専門員 斎藤 朗郎君
法制局側 法制局長 斎藤 朗郎君

本日の会議に付した案件
○義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部を改正する法律案(衆議院提出、予備審査)
○教育、文化及び學術に関する調査(当面の文教政策に関する件)
○国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平林剛君) ただいまから文教委員會を開会いたします。
まず、委員長及び理事打合会の経過につき御報告いたします。開会前の理事會におきまして協議いたしました結果、本日はまず、義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部を改正する法律案を議題とし、発議者より趣旨説明を聴取し、次いで、当面の文教政策に関する調査を行ない、さらに、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案の審査を進め、なお時宜によつては、日本育英会法の一部を改正する法律案の審査をいたすことに決定をいたしました。

以上、理事会決定の通り審議を進めて参りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認め、さう進めて参ります。

○岩間正男君 議事進行。ちよつと文部大臣にたゞしておきたいと思ふのですが、當委員會の開会がいつでもおこなれてゐる。その原因の大部分はあなたに負うところが多いと思ふので、出席時間は明確だし、そうして委員がここに定足をそろえて待つてから、すでに二十数分たつてゐる。いつでもこういうことが繰り返されてゐる。大抵があなたが就任された昨年の秋の去るとき、すでに何かテレビに出るとかなんとかというので五十分ほど待たされた経験を持つてゐる。それがいまだに続いている。こういうことでは非常に時間がむだにされます。ロスにされるのか。當委員會の運営についてあなたは協力するのだから。こういう法案審議の遅滞の一切の原因はあなたにあるんです。それについて文教の府にあるあなたにはつきりたゞしておくとが大切だと思ふのです。今後のことがあるからこれについてなぜ一体おくれるのか、こういう事態についてどういふふうに対処するか、この二点について満足に答弁願ひたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 出席がおくれてましてまことに申しわけなく存じております。定刻にもちろん出席することが当然でございますが、そうすべきことは万々心得ておるつもりでございますが、そのときどきにおきましてよんどころない陳情が見えたり、また省内の打ち合わせ等のためにおくれないこともございまして。そういうことで不本意ながら定刻におくることがあります。きょうはどうか理由です」と呼ぶ者あり。本日、実は私の郷里からよんどころない——これはプライベートの問題でしたが相談に参りまして、ついでに恐縮に存じております。今後重々注意したいと思ひます。

○委員長(平林剛君) 委員長からも文部大臣に一言御注意を申し上げておきたいと思ひます。

本日、大へん開会の時刻がおくれましたことは、文部大臣の御出席がなかったためであります。私は重要な案件をかかえてまして、できるだけ委員會の運営の進展をはかりたいと思ひますが、このままでは思ひ通りに参りません。先回も御注意申し上げました通り、なるべく早く御出席をいたさうにお願いいたします。同時に、ただいまの御説明を聞きましてはなほ私は遺憾に思ひます。これはプライベートなことでは事情はいろいろございすけれども、そのときには委員長のところへ何時ごろ出られるという御連絡をいただくようにお願いをします。一言注意をいたします。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 御忠言ありがとうございます。今後嚴重に時間を守るように努力いたします。

○委員長(平林剛君) それでは、義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部を改正する法律案を議題とし、発議者より趣旨説明を聴取します。

○衆議院議員(山崎始男君) ただいま議題となりました義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、昭和三十六年度の教育予算編成にあたり、その基本的な考え方として、わが国教育水準の向上、教育の機会均等、科学教育の振興、中学校生徒の急増対策をあげております。しかるに、その財政措置の不足分は、今日、学校現場における教室の不足を生じ、すし詰め学級解消をおくらせ、わが国教育水準の向上を阻害してあり、一方、数多い老朽危険校舎は、児童生徒の安全を脅かしております。しかも、校舎の増改築費の公費負担の低さは、昨年本院において改正を見ましたところの地方財政法の一部改正による、父母並びに地域住民の公費負担解消措置がなされたにもかかわらず、その成果は見るべきものがなく、むしろ、地方財政の現状から教育条件整備の削減が行なわれ、教育水準の切り下げさえ散見されるところであります。本院におきましても、さきの昭和三十三年五月、第二十六国会において、義務教育が国と地方公共団体との共同

責任にかかると重要な事項たる点と、地方財政の実情とにかんがみ、公立義務教養教育諸学校の施設、設備についても、政府はすみやかに義務教育費国庫負担法に精神にのっとり、これに必要な経費の二分の一を国が負担するために、必要な措置を講ずべきこと、また、公立義務教養教育諸学校における教育効果の向上と教育財政の有効化を期して学校統制を企圖しつつある現在、政府は義務教育の重要性と地方財政の実情とにかんがみ、すみやかに有効適切な措置を講ずべきこと、との附帯決議をいたしました。

また、参議院におきましても、公立義務教育諸学校の施設設備について同趣旨の決議がなされ、あわせて、公立義務教育諸学校における校地の購入に要する経費を国庫補助または起債の対象とすることを決議いたしてあります。加えて、第二十八國會におきましては、本委員会の全会一致をもって、同趣旨の附帯要望がなされ、すし詰め学級解消のため、文部省においても五カ年計画によって、公立義務教育諸

学校の施設の整備を行なわんとしたところでありました。しかるに、今日における実態は、この五カ年計画すら完全な実施を見ることができず困難に直面していると言わなければなりません。

かかる問題の解決をはかるため、義務教育の本質に立脚し、義務教育諸学校の施設、設備に要する経費に關しては、国がその大幅の負担をすることが適当と考え、今回提案する運びに至つた次第であります。

以下、内容にわたつて御説明申し上げます。

まず第一には、義務教育諸学校の施設の新築または増築に要する経費については、国がその十分の八を負担することとし、これを三十七年度から三十九年度までの三カ年計画で行なうこととしたことであります。

第二は、義務教育施設については、小学校、中学校とも平等に取り扱われることが適当と考え、不常授業に於いては、その新築または増築に要する経費についての国庫負担率を統一したことであります。

第三は、国庫負担の対象を、不常授業解消、屋内運動場、学校統合に伴う校舎増築、危険校舎の新築及び増築としたことであります。

第四は、校地の購入に要する経費については、その二分の一を国庫負担とするものであります。

以上がこの法案を提出いたしました理由及び内容の概略であります。何となく慎重に御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長（平林剛君） 本案に関する質疑は後日に譲ります。

○委員長(平林剛君) 次に、当面の文教政策に関し調査を進めます。

質疑の通告がありますので、この際、先言を許します。

○野本品吉君 私は一昨日から昨朝にかけてあったといわれております文部省と日教組の諸君との問題につきまして、当否の論は別といたしまして、実に、真相を誤りなく把握しておきたい、かように考えまして当局に御質問を申し上げます。当日の事態が一体どういうわけで、どうして起こってきたのかということが一つ、もう一つは、

事態の推移を時間的に、何時ごろから
 こういふ状態であつた、何時ごろはこ
 うであつた、それをどういふふうに何
 時ごろ措置していったかというように
 ことにつきまして、真相を文部省当局
 からの説明をいただきたいと思いま
 す。さらに私どもとしては、聞きます
 と、警察官が文部省の庁舎に入つて、
 そして文部省の中に入られた学校の先
 生方に外へ出ていただいたということ
 を聞いておりますので、警察の方々
 が、どういふような措置をとられたか、こ
 れも御説明をいただきたいと思いま
 す。

私のお伺いしたいのは、要するに真相がどうであつたか、実情がどうであつたかといふことを、誤りなく理解したい。こういう氣持で御質問申し上げるわけにありますから、従つて文部省及び警察当局におきましても、私の質問の趣旨を十分御了解下さいまして、その状態を御説明いただきたい。

○政府委員(内藤善三郎君) お答え申し上げます。四月五日付で、日教組から文部大臣と話し合いの再開を申し入れ

て参りましたのですが、四月十日に文部省はこれに対する回答書を作りまして、五時過ぎになりました。横校書記次長に連絡を地方課長がいたしました、双方の話し合いの結果、四月十一日の正午ごろに手渡す、こういう約束をいたしましたわけでございます。ところが、当日横校書記次長外十七名の方が、昼ごろという約束にもかかわらず、十時二十分ごろに省内に入られ、秘書官室で大臣に面会を要求されたわけでございます。地方課長は、日教組の話し合い再開の申し入れに対する文部省側の連絡事項を手渡すとともに、

その内容について、説明を申し上げたわけでございます。ところが、十二時十分ころから十二時二十分までの間に、佐久間副委員長以下六十六名の日教組の地方代表の方々が、数名ずつに分かれて、職員にまぎれて省内に入ら

むを得ず警官隊の出動を要請したような次第でございます。

その後大体三時十分には、警官隊の出動によりまして、組合員も省外に退去させられたというのが実情でございます。

○政府委員(三輪良雄君) 警察といたしましては、二時三十分には、文部省から麹町警察署長に出動の要請がございまして、二時五十五分に機動隊を文部省内に入れております。三時に、三十分までに退去をするように警告をいたしております。しかし、自発的に退去される様子が見えませんでしたので、三十分から三時十七分までの間に、警察の実力行使と申しますか、押し出すようにして、全員百六名を省外に排除をいたしました、こういうことを聞いているのであります。

○野本品吉君 大体はわかりました
が、一点さらにお聞きしたいのは、ど
うしてそういう状態にならざるを、つ
まりそういう事態が起こらざるを得な
かったかというそのいきさつですね、
それをもう少し明確にしたい。

○政府委員（内藤善三郎君） 文部大臣は、日教組の方とはお会いしない、という態度を明らかにしているにもかかわらず、いつまでたつても面会を強要されて、大臣に会うまでは帰らない、こうしてがんばられるわけでございます。それが数人ならともかくいまして、百数十名にわたる方々が、秘書官室と地方課に一ぱい入り込まれて、執務上にも困りますし、また職員も実は外出ができないような状況下に置かれますので、これ以上長くいていただくことは、中におります職員のものにも非常に迷惑でございます。

し、外部との執務ができない、こういうような状況下でございまして、大へん私も遺憾には存じましたが、やむを得ず警備隊の出動を要請いたしましたわけでございます。

○野本品吉君 もう一点、それは先ほどの御説明によりますと、地方代表というようにことを言われておりますが、集まられて文部省へ行かれた方というの、地方代表なんですか。

○政府委員(内藤三郎君) 日教組の中央執行委員の方のほかに、地方の代表の方々もまじっていらつしやうたわけでございます。

○野本品吉君 地方の方が来ておられると、何か会合でもあつて、ついでにおいでになったのか、あるいはそのために集まりになったのか。もう一つは、地方の代表の中で、地元の東京都のものが、大ぜい先生方がいるわけですが、東京都の方はどんな状況だったか、これをお伺いしたい。

○政府委員(内藤三郎君) これは新聞の伝えるところでございますが、日教組が指令をいたしまして、各県から数名ずつの方を招集いたしまして、文部省に面会に来たいということ、私もかねがね聞いておつたわけでありまして、東京都の方もむろん地方代表の中に入つていらつしやうと思つております。しかし、その後三時過ぎになりましたが、大体文部省玄関前に集まられた方が、三百五十名くらいと想定されたのですが、その三百五十名の中には、もちろん文部省においでになつた方々のほかに、東京都の教組の方が多いぶんお見えになつておるのではないかとおもうのでございます。

○野本品吉君 大体事情はわかりましたし、状況もわかりましたが、私いたしましては、ただいまお伺いいたしました事柄に基づいて、さらに詳細な調査検討を行ないまして、その結果、また当委員会においていろいろとお伺いする機会があろうと思つておりますから、そのことを申し添えて私の質問を終わります。

○豊瀬一君 ただいま内藤局長の方から事件の経緯について説明がありましたが、私自身も当日並びに昨朝も現場におつて事態の推移を見ており、また文部当局者ともこの事態について折衝をしたのですが、全体を通じて私的の指図に指図し得ることは、大臣を始め、文部当局者に労働組合の組合員が多数で問題を持つてやってくるという事態が不慮な事態であり、不適当な措置である、こういった基本的な見解の誤解があると思つております。御承知のように、憲法二十八条は団結権、団交権、団体行動権を保障いたしております。労働組合員といふものは、大ぜいで行動することを憲法で保障されておる。ところが、次官その他の答弁を聞いておると、このような状況の中では、お会いすることができない。労働組合の団体行動といふ憲法二十八条の保障に基づく正当な行為に対して不適當な行為であるかのごとき判断をしておられる。ここに私は本問題の一つの原因があり、もつと本質的には、たびたび昨年の八月以来大臣に指摘し、問題をただしておるところの、大臣が会つてもむだである、会わないことの方が正当なんだと、このように話し合ひという民主主義の基本を根本から否定しておることにあると思つております。そこで、

私は大臣にはつきりとお聞きしたいのですが、本問題の契機は私が今指摘したように、話し合ひに應じるといふ態度が大臣にないために起こつたのである、二十八条の団体行動権に対する認識不足が警備隊員という事態を招いたのだと考えておるのですが、大臣の見解をお聞きします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。二十八条で保障される労働者の団体行動権ないしは団結権といふものは、あくまでも労使関係の場において認められておることでありまして、労使関係のない場で、労使関係に立たないものに対して団体行動をするなどといふことは、憲法第二十八条とは無関係と考えております。

○豊瀬一君 ただいま大臣の答弁ですが、労使関係にのみ限定されるという二十八条の解釈の根拠を今少し明らかにしてもいい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。根拠は二十八条そのものにあると思つております。

○豊瀬一君 大臣、朝から出席が悪くてとかく委員会でのあなたの行動について注意をされたところですが、答弁も、私もできるだけ質問は実質的に聞いておりますので、答弁の方も問題の本質について率直な御回答を願ひたいと思つております。二十八条そのものにあるというあなたの解釈はどういう根拠ですかと、こうお聞きしてゐるのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。憲法の解釈の問題であらうと思つております。私は憲法第二十八条の労働者に対する団結権ないしは団体行動権を保障されておるといふのは、あくまでも労使間の関係において理解される労働組合という趣旨及び立場において保障されておる基本的人権だと思つておる。あるいは繰り返して申し上げましたように、文部大臣といふのは、教職員の組合、勤労者の団体といふその立場の日教組、この相互間におきましては、労使の関係にない。従つて文部省はあくまでも文教の行政をつかさどる文部大臣が管理します。営造物であります。本来の文教行政を執行するための職員がそこにおつて仕事をし、あるいは国民的立場において陳情に見えることもむろんございまして、そういう相手をする場所であつて、労使間の交渉をする場所ではない。しかも繰り返して申し上げますように、文部大臣と日教組といふものは、労使間の相互関係にないといふからいたしまして、憲法第二十八条の保障する労働者の基本的人権を發揮すべき場所ではない、そういう意味において申し上げたわけでありまして、

○豊瀬一君 大臣の二十七条の解釈では、憲法の条文を今さら申し上げる必要はないと思つておりますが、二十八条にいうところの労働者の団体行動の権利は、これを保障する。そうすると、日本教職員組合の加盟者は、二十八条にいうところの労働者ではない、こういうことですね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。勤労者であるから団結権、団体行動権を保障されていると理解いたします。

○豊瀬一君 日本教職員は勤労者である、従つて団体行動権は保障されておる。そうすると、先ほどのあなたが労使の場でないから団体行動権の保障

は適用されない——明らかに矛盾じゃないですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。一つも矛盾はないと思つております。労働者であり、勤労者である憲法第二十八条にいうところの団体であることは間違いないと思つております。先ほども申し上げましたように、この団結権なり団体行動権なるものは、労使という関係において保障された権利であつて、労使関係に立たないものに対する権利ではない、これは私は自明のことだと心得ております。

○豊瀬一君 ここで荒木さんと憲法論議をしようとは思ひませんが、あなたの先ほどの答弁では、日本教職員組合の組合員は、二十八条にいうところの労働者である。従つて二十八条の三権の保障は憲法では与えられない。しかし、それは労使の場に限定するといふのは、労使の関係を具体的に生じた場合においてのみ二十八条は適用されるという憲法上の根拠はどこにありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。根拠とおつしやいますけれども、憲法第二十八条の本来の趣旨が物語つておることと思つております。

○豊瀬一君 同じ答弁ばかりでございますので、これ以上進めませんが、大臣の保障は、労使の關係にのみ限られるといふのは、まことに荒唐無稽の考え方で、きよはこれ以上この問題については追及いたしません、大臣十分検討して誤つた見解を改めておいていただきたいと思います。

勤労者の三権というものは、労使の關係が具体的に具現され得る場合にのみ限定されるという解釈に対して、法制局長はどう考えますか。

○法政局長(斎藤朝郎君) 私、労使の場においてのみ憲法二十八条の規定の働きがあるんだ、こういう説の意味を十分にまだ理解できませんので、一応その点は除外いたしまして、私の考えておりますことをお話ししますと、憲法二十八条は勤労者の団結権を保障しておるということ、その保障の仕方

をどういう工合に現在の日本の実定法上において保障されておるか、法律上の機構を通じて、いろいろ憲法以外の法律がございしますが、そういう法律上の機構を通じての保障の仕方、あるいは法律を離れた事実上の、尊重とか、保障とか、そういうものもあるかもしれないませんが、そういう憲法の条文だけでなく、現在の日本の実定法全体をながめてみて、どういう保障がされておるか、そういう観点から考えるべき問題だと考えております。そうなりま

すと、労働組合法とか、あるいは国家公務員法とか、地方公務員法、いろいろの法律がございしますが、その法律の中で個々の労働者の組合が、いかなる権利義務を持つかというところは、たとえば今問題になっておりますことにつきましては、地公法の五十二条等とこ

ういう団体はこいうことができるといふように規定されておりますから、その地方公務員法五十二条という実定法の規定から、どういう保障がなされておるかということが導き出されるのではないかと思います。

○豊瀬一君 ただいまの法制局長の憲法解釈は、はっきりしておきますが、重大な誤謬があります。二十八条の解釈を憲法上の具体的な保障の仕方から判断するということは、これは重大な誤りです。二十八条を受けて実定法がどう出てきているから、具体的にどうなるんだというところは言えるけれども、実定法がどうなっていることによつて、二十八条の三権をどう解釈するかというところは、日ごろ明快に答弁しておる法制局長の見解とも思いませんが、そのことの論議はきょうはやめておきます。

大臣の見解によれば、たとえば労使の關係にのみ限定するとすると、日本教職員組合が隅田公園の土手の上でデモ行進をする、どこを探しても主なる者はいない、これは団体行動ではない。わざわざ三十一條の結社の自由とは別個に、二十八条に三権の保障をしたのは、大臣もおそらくお忘れではないと思うけれども、憲法改正の際に二つの重要なことが論議された。一つは実質は変わつてきたけれども、天皇制——そのままだと天皇という地位を置いている。もう一つの大きな要素は、ほかのものはすべて世襲制というか、これを廃止したけれども、財産権の世襲だけは認めている。資本家に対して財産権の世襲を認めた。この対比として一つは労働者そのものに対して三権を保障し、これを生存権としてオーソライズした。従つてこの三権は労使の關係が具体的に具現する場合において保障されるということでありまして、基本的な労働者の人権として、永久に侵すことのできない権利として保障されているはずだ。

そこで憲法の、大臣に対する解釈は以上で終わります、大臣のただいまの見解を突き詰めていくと、日本教職員組合は、二十八条の権利に基づくところの団体であるというよりも、二十一条の結社の自由の規定、これに基づく団体であるかのごとき言葉を再々委員会において私は受けるのですが、この際大臣の見解を明らかにしておいていただきたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。二十八条の勤労者の基本的人権は、まさしく御指摘のような沿革はございまいし、使用者対労働者という關係なしに、二十八条というものは本来存在しないものだとは心得ております。そこで今法制局長のお話のごとき、その具体的な行動半径は実定法の定めるところによる——私もそう思います。そういう意味で教職員団体は二十八条に基づく団体として、団結権、行動権を保障されたその姿が、地方公務員法に規定するところの地方教育委員会を相手として、教職員団体が団結権を持ち、かつ団体交渉をするという制度が認められているのは御理解の通りであります。そういう意味合いから申し上げまして、私は文部大臣という立場においては、教育委員長の職を行なうものではないと、教育委員の職を行なうものではないと、教職員団体を相手とする交渉権限は、お互いに実定法上認められていない、こう理解するのであります。そこでデモ行進をやることは、労使の具体的な關係の場でないというデモ、デモンストレーションといふことが起こつたときに、それも否定するかどうかという尋ねのようでございますが、それはむしろ団体行動権の一つとして保障されているわけでありまして、しかし、それはあくまでもその勤労者の団体の行動半径内のことであつて、はるばる東京へやつてきて、しかも文部省という仕事をし

ていて——管理権者のもとに秩序ある仕事の間であるべきところに団体で来られて、自由な行動をされるのが保障されていることは全然關係のないことだと心得ております。

○豊瀬一君 地公法五十二條の、あるいは五十五條等から考えて、憲法二十八条の基本的な解釈は別として、具体的な実定法に入つたとしても、連合体としての組織は認められているし、そのことが総理大臣官邸前で一つの意思表示をしようが、あるいはその他の場所においてしようが、それは当然当該組合が団結権に基づいて、団体行動をした場合には、当然これは二十八条の解釈に基づくべきものだと思います。

しかし、私が質問したのは、日教組を二十八条と考へているか、二十一条と考へているか、こいうのです。簡単にいざれかを答へ願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。むしろ今御指摘のように地方公務員法に認めておる都道府県の教職員の団体の連合体という意味において日教組を二十八条に保障するところの団体であると思ひます。

○豊瀬一君 ただいま、大臣の答弁によりまして従来大臣がつてこられた見解が一そう明かになつたのですが、先ほどの内藤局長の野本委員に対する報告の際にもありましたように、四月五日申し入れ事項に対する今村地方課長名の連絡事項の中にも、ILO条約八十七号が批准されても、私は日教組はいやだから会わないのだ、こいう表現が貫かれておると思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 条約の内容は暗記していませんから、必要ならば政府委員からお答え申し上げます。

○豊瀬一君 先ほども指摘しましたように、今国会で政府としてこれを提出しようという方針です。しかも本委員会におきまして大臣が日教組と交渉しないという態度については、憲法上からも、またILO条約を批准しようという方針からも、誤っておるということをお指摘してまいりました。その現段階におきまして八十七号条約の精神、あるいはその骨格であるところの三、四、五、六条を、条文を覚えておきなさいと私は申し上げておきましよう。その意図するところを大臣が知らないということが、記憶してない、それを勉強してないというそれ自体が、大臣が日教組と会わないことが正しいのだという誤った見解となつて現われておると思ひます。

そこで、私は大臣の答弁を便利にするために具体的に指摘をしていきたいと思ひます。第三条の第一項に、これは九月一日の委員会の際にも、私は明文を讀んで大臣に指摘しておきました。が、労働者団体は、完全な自由のもとにその代表者を選び、その管理及び活動を定め、並びにその計画を立案する権利を持つておる。この完全な自由のもとに活動すること、そして第二項には、公の機関は、この権利を制限し、あるいはこの行使を妨げるようないかなる干渉をも差し控へなければならぬ。第四条には、その活動を停止させることはしてはならない、こゝに定めがあるわけですが、この完全な自由のもとに云々という言葉だけでなくして、八十七号条約の精神は、単に大臣が言つておる通りに、地公法がどうかから当該教育委員会ということだけでなくて、現在の行政機構の中で、必

然的に関連を持つてくる文部当局としては、当然これを批准する以上は、交渉に依る義務を八十七号条約の批准によつて負つてくると思ひます。大臣はそう考えませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。御指摘の点は、八十七号条約を批准する、しない、ということは関係なしに、すでに日本の憲法のもとに結社の自由ないしは相互の不介入の原則が貫かれております。それが条約に加入することによつて、国際関係におきましてもまあ一人前になる形をとるという意味で価値があるかと思ひますが、従つて完全な無制限の自由を八十七号条約も保障しておる意味では決してない。日本の憲法の十二条件いし十三条件というものが基本的人権、自由権にも当然及ぶということ、最高裁の判決もそうおつておることを承知いたしますが、そういう趣旨を織り込んだのが、地方分権を建前とする日本の教育の場においては、教職員団体は地方公務員法の定むる限度内である、そういうことにしておりまして、結社の自由は完全に認められておる、相互不介入の原則もちゃんと明記してあると私は承知しております。

○豊瀬一君 大臣は本国会が始まる前からの当委員会において、私が、ILO条約を批准することによつて、その精神と相反するようないかなる場合、これを改正していくという方向をたどるというところについて賛成できるかどうかをたゞした際に、当然それよりきつておるかと考えております。このようないきさつをたゞした際、従つて八十七号条約の精神と相反する国内法は、今大臣の答弁のように、国

内法はこうなつておるからだということではなくて、精神と相反する、あるいは条文と相反する国内法は、憲法の定め違反しない限りにおいては、それらの方が改正されるべきであるし、大臣もそれよりきつておると思ひます。答えておつたのを、きょうはこれを訂正されるのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。訂正する必要はないと思ひます。ILO八十七号条約の趣旨に明らかに矛盾するものありせばこれは批准する以上は訂正すべきだ、しかしながら、日本の憲法に基づき、国際的な常識からいきましても当然許されるべき範囲内のある種の制約というものは、日本が独立国である以上は自主的に当然なし得ること、その限度内のことと今申し上げたような範囲内においてはすでに規定されておる、そのことと私は矛盾しない、矛盾するものありせば、たとえは在籍専従者を置くことが、まことにILO八十七号条約に違反する、相互不介入の原則に反することの一つかと思ひますから、そういうものは改正しなければならぬ、かように思つております。

○豊瀬一君 大臣が今日もなお八十七号条約の精神、あるいは条文に違反するようないかなる国内法は改正していくべきであらうと見解をとつてあるということとを了とします。

一九五三年、九十八号条約を日本国政府が批准した際のいきさつを大臣にちよつと説明して見解をたゞしたいと思ひます。

これを日本が批准しようとした際に、諸外国の方は、日本は文明国といつており、あるいは日本国憲法には

文化的な国家の建設を明記しておるけれども、日本の労働者の実態は前近代であるし、労働条件は非常に悪い。従つてこれを加盟させることについては問題があるという反対意見が出た際に、日本国政府の代表は、憲法二十八条によつて三権が保障されておるから、労働者がそのような不遇なことになることはありせん。今後もそれがないようにやつていくという答弁をして、これが結ばれております。この精神からすると、当然八十七号条約の「完全な自由の下に」という表現は、日本国憲法と著しく抵触しない限り国内法を自動的に改正していくという精神で貫かるべきであると思ひます。

そこで、その問題をもう少し明らかにするために、大臣に、一九五八年十月二十日から十一月三日までジュネーブにおいて開かれました教育問題に関する専門家会議の結論が出ておりますが、ごらんになったこととございますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 題名だけでは知っておりませんが、内容は見たことはございせん。

○豊瀬一君 大臣の手に現在私が今指摘した資料はお持ちでございせんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今手元に持っております。

○豊瀬一君 一九五八年の教育問題に関する専門家の会議の結論は、現在の日本の文藝行政に對してきつてもきつて示唆に富み、かつ本質的な問題について指摘をいたしております。残念ながら題名だけを聞いて内容を御存じないようですが、このジュネーブの専門家会議の結論を大臣は、どれという

指摘がなくて、全般的にこの種のILO専門委員会の結論は尊重していくという精神はお持ちですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 内容を存じませんが、筋の通つたことに賛成するのには当然だと思ひます。

○豊瀬一君 過日の委員会におきまして同僚委員の質問に對して大臣は、新聞等で発表されたのですが、共産国陣営がひつかり回しておるようなILOは脱退し、別に作つたらいいじゃないかと考えておるというやうな重大な失言をして、これを取り消されたことがあります。少なくともILOに對して多少の勉強をしておられるならば、このILO専門委員会の結論といふものは諸国の憲法を十分に考えながら非常に慎重な討議のもとに出されておるものではないかと、私がその次に指摘する内容はいろいろものだらうかとびっくりされたので、基本的にそのしたILOの専門委員会の結論は当然尊重すべきであると思ひますが、再度必要ないかと思ひますが、尊重されるのか、されないのか、簡単にお答え願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 条約の案文に取り入れられてから十分検討したいと思ひます。

○豊瀬一君 ILOの運営の中で各種専門委員会の結論といふのは非常に、これを批准しておる諸外国は十二分に尊重を払い、これが実施に努力をしております。日本の文部大臣荒木萬壽夫氏は専門家会議の結論だけでは尊重するに足りない、条約の条文に入らね

ば歯牙にもかけない、こういった態度ですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 参考にはしてよろしいんではないけれども、それを守る守らないという事は条約案になつてきた後でなければ具体的な問題にならないものと思ひます。

○豊瀬一君 基本的に尊重するといふ態度ではなくして、条約の条文にならねば検討の余地がない、こういったことですね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答えを申し上げます。さつきも申し上げましたように参考にはすべき文獻であることは確かでございます。ILO八十七号条約を批准せんとする態度をきめておる現内閣といたしましては抽象的にはまさにその通りだと思ひますが、具体的にどうだということとは条約の案文となつて、それを批准するのにか、調印するのにかとならなければ現実問題にはならないということを申し上げただけであります。

○豊瀬一君 このことに対する見解の論争はこれで終つてしまつて、具体的に進めていきたいと思ひます。

○委員(平林剛君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。

○豊瀬一君 ただいま申し上げました専門家の議論の結論の中に「教師は教育上又は職業上に影響する一切の問題についてその雇用者又は他の関係者と折衝し協議を行なう権利を享受すべきである」、私はこの内容について深く論じませんけれども、「教育上又は職業上に影響する一切の問題」というのはきわめて広範な内容を含んでお

る。教育課程はもちろんのこと、動評その他あらゆるものを含んでおるし、また同じような条項の中に、教職員員の動評は当事者の了解なくして実施してはならないということも結論として出ております。しかし、このことに触れると長くなりますが、今読み上げましたところの雇用者、大臣が言うところの法的な労使関係または他の関係者と折衝し、協議を行なう権利を享受する、この精神からしても、一歩譲つて、かりに交渉をする現行法規上の根拠がないという事を仮定するとしたとしても、八十七号条約批准を目途に控えた現段階においては、昨日のような事態の中でも、また基本的な諸問題についても、大臣は率直に教育上または職業上に影響する諸問題について話し合ひをすべきが八十七号の精神でありま

す。大臣が答えられました二十八条の勤務者に対して三権を保障しておる精神だと思ひますが、そう思われるのかと思ひませんか、簡単に回答を願ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。学校の先生が教師として今御指摘のようなことをなさること、これは当然のことと思ひます。今御指摘のことは私は労働組合としての立場でなかつたかと理解いたします。

○豊瀬一君 「その雇用者又は他の関係者」という場合は、教職員員の意思表示の態様が教師という形においてここに明記する関係者に交渉する場合もありましようし、この前文等から見ましても、協議の過程の全体を通して大臣はごらんになっていないから御存じないけれども、それは教師の所屬する諸団体、すなわち職員団体あるいは労働

組合の場合にも当然そのことが期待されるべきであるということをお定めおるのであります。大臣は都合のいいときには、教師としておいでになれば喜んで会いますと、こう言う。都合の悪いときには、法的にオーソライズされていないから会つてもむだでございませう、こういう考え方は特に四月十日に今村課長の名前で横校書記長に連絡された書類の一項の(1)、ILO条約八十七号を批准しても私は日教組と会ひませんという考え方は非常なあやまちであると思ひます。そこで私は八十七号条約の第五条―法文はお持ちですか大臣、ないんですか―「労働者団体及び使用者団体は、連合及び同盟を設立し及びこれに加入する権利を有し、また、これらの団体、連合又は同盟は、労働者及び使用者の国際的団体に加入する権利を有する」第六条は「この条約の第二条、第三条及び第四条の規定は、労働者団体及び使用者団体の連合及び同盟に適用する」従つて日教組といふ地公法五十二條の二項に定め

てゐるところの連合団体です、全国的な組織、これは八十七号の第六條からすると、当然二條、三條、四條が適用される。従つて、文部省としては交渉に應ずるのが批准の精神からして至当だと思ひますが、大臣の見解は。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。今お読み上げの趣旨は、私は自主運営と相互不介入の原則を定めたものかと思ひますが、まさしく日教組といふ全国団体の連合団体、それを作ることとは自由であり、それに不介入の原則を定めるべきである。しかもそれを自主運営できるといふ趣旨でございまして、現在日本もそうなつてゐる

と思ひます。具体的な交渉相手等は日本の国内法に定めるもの以外のことにはあり得ないものと思ひます。

○豊瀬一君 第六條の連合団体にも適用するといふ具体的な内容は、日教組という連合団体としての保障をされてゐる事項と読みかへても差しつかえないのですが、完全な自由のもとに代表を選ぶ、その活動を定め、自分たちが望む関係当局者、必ずしもそれはいいわけの明確な労使関係じゃなくして、それらの関係諸団体と当然交渉する権利を持つ、そして公の機関はその権利を制限してはならないといふ趣旨です。従つて団体を作ることがよろしいかどうかと言つてゐるのじゃなくして、連合団体を作つておれば、その連合団体にもILO八十七号の二條、三條、四條は適用される。こう言つてゐるのです。市町村単位の職員団体に保障してゐると同じ保障を六條によつて適用されねばならないと、こう言つてゐる。おわかりですか、大臣。そうすると、当然日教組といふ連合団体も文部省その他に對して交渉を持ち得る。このように理解すべきではないですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。八十七号条約は、結社の自由、相互不介入といふことが本則であらうと思ひますが、交渉の相手方とは全然別問題であらうと思ひます。もし、日教組といふ連合団体を交渉の相手とするといふことを想定するとしますれば、都道府県教育委員会の連合団体といふものができて、それと日教組との間の交渉といふものは八十七号の趣旨からいって想像されるわけですが、これも、想像はできましても、国内法の制度上をいうことができてないからで

きないといふまでであつて、だからといって、文部大臣がその連合団体の交渉の相手方たるべき筋は八十七号条約から出てくるものではないと心得ております。

○豊瀬一君 八十七号条約をお読みになつていないからさういふ見解が出てくると思ひますが、先ほどの答弁からしても国内法上定めがないからとおしやるけれども、国内法にそれを阻却するような法律があるとするれば、当然これを改正していくという方針を立つべきであると思ひます。大臣の答弁の中には、すでに批准している九十八号条約についての第六條の解釈について、やはり公務員という解釈といふか規定といふかを間違つて判断しているんじゃないかという気がするので、これは地方公務員その他の場合もこの六條の公務員といふのは入るのだといふお考えですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。その公務員に入る、すなわち除外されておるといふことが政府としての統一見解でございませう。

○豊瀬一君 ILO条約の全文は英文と仏文とあるそうですが、私はフランス語は知らないのですが、英文の場合も、きちんとした原文では、パブリック・サービス・エンゲージド・アドミニストレイションズ・オブ・ザ・ステート、いわゆる国の機関に雇用されておるパブリック・サービス、いわゆる国家公務員、仏文の場合には単語で国家公務員、非現業の国家公務員の場合にはフランクシヨナリーズと使つておるし、地方公務員の場合はアジャント・パブリック、明確に違つておつて、この原文の場合には、非現

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。英文及び仏文の解釈についてある程度論議があることも伝へ聞いておりますが、この論議を念頭に置きまして政府としての外務省、労働省、法制局等の相談の結果の統一見解がさつき申し上げた通りでございます。

○豊瀬根一君 それから続いて質問がありますけれども、理事会で報告しておりましたように、同僚米田委員の質問がありますので、これで私終わります。

○委員長(平林剛君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長（平林剛君） 速記をつけて。

○矢嶋三義君 豊瀬委員の質問に関連して一問だけ伺います。それは、内閣の法制局長官の答弁ならば僕は黙って聞いて下がっているが、わが院の法制局長の答弁だから私は聞きのがすことができない。それと荒木文部大臣の発言の中に、一言どうしても聞きのがすことができない点があるから、両者に関連することがあるから、ここで質問いたします。

それは、荒木文部大臣についての一つは、先ほど本日の質疑は、昨日、一昨日の問題が中心に質疑されているわけですが、話がILOの問題に発展している。そうしてILO八十七号条約

については、これが条約として発効してからでなければ意見が述べられないという形で豊瀬委員と応答した点については、私はまことに遺憾に思っています。内閣は閣議で議決をし、そうして閣議の決定に基づいてわが立法府に批准を求めてきているわけです。その案件について立法府の委員から質疑された場合、内閣の閣員の一人として条約発効しなければ具体的に答弁できないという、かような統一的な立法府における答弁というものは許されることではない。これは一つ、内容的なものは他日機会を得て伺いますが、これに対する大臣の釈明所見を求めることと、それから、法制局長の答弁として許すことではないのは、憲法二十八条のこの団結権と交渉権については、あなたは先般の本委員会での私の質疑に対して次のような答弁をした。憲法二十八条あるがゆえに、これがあるいは公労法あるいは地公法にあるいは国公法にこの精神は生かされてきている。日本の勤労者の団結権と交渉権は前向きに積極的に推し進めるようにしなくちゃならぬ。それは二十八条の憲法の精神である。行政府もその線に沿って行政をやらなくちゃならぬということ。を先般私の質問に対して本委員会では答弁しているわけですね。そうしてその精神から、地公法五十二条の三項というものが生まれてきているわけです。五十二条の三項で事実上職員団体の連合体を認めるということは、その連合体がそういう地公法五十五条という交渉等をする必要が起ってくるから、そういう必要性から五十二条の三項というのがここできているわけですね。だから、わが院の法制局長として

は、当然その線に沿った答弁をしなくちゃならぬ。ところが、さっき文部大臣のあとであつたから非常に歯切れの悪い答弁をした。だからこの憲法二十八条を地公法五十二条の三項、五十五条等からあわせて考えた場合に、団体協約書に文部大臣が調印をしろというやうなことは私は主張しませんよ。しかし、事實上、実態上、文部大臣が教職員組合に会うということは絶対的にいがゆえに昨日、一昨日の事態が起つてきているわけです。あなたほど下さい。この前この委員会で答えた憲法二十八条の精神、この流れをくむところの地公法の五十二条、特にその三項でその団体を交渉団体と認め、五十五条において交渉という条章をうたつてある。そうして教職員の給与の問題等々、これも時間がないからあらためてやりますが、日本の行政の内容の実態から、日本の教職員組合の方は当然文部大臣に面会を求めるところの権利がある。文部大臣は職務上から当然然会わなければならぬところの義務がある。また、会つて話し合いをしななければならない。ということは明々白々だと思うのですよ。これをやらないがゆえに、きのう、おとこの事態が起つていっているわけですからね。それは詭弁を弄したやうな答弁をして、不明確な答弁をしているということは、冒頭に申し上げましたように、内閣の法制局長官ならばば私に黙つて下がる。しかし、わが院の法制局長が、先般の本委員会における答弁と違つて歯切れの悪いやうな、かような答弁をしている点については、

私は黙って下がるわけにはいかない
かるがゆえに私は質問するわけです。
具体的に答えて下さい。実態的に文相
大臣は会うべきである、また会う義務
がある。それがこの憲法から流れる一
連のわが国の法律の精神だと思ふ。お
答えいただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 第一点につ
いてお答え申し上げます。先ほど豊
瀬委員にお答え申し上げましたのは、
矢嶋さんの御質問とちよつと違つてお
りまして、注釈を必要としないように
も思いますが、言葉があるいは足りない
かつたかも知れませんので、繰り返し
申し上げます。豊瀬委員の御質問は、
教育者専門家会議でこういうことをき
めておる、それについてどうだと、こ
ういうようなことでございましたか
ら、そのことは具体的には条約案とし
て取り上げられた。それに日本が調印
するか、あるいは批准するかというこ
きに検討をいたしたい、こう申し上げ
たのであります。

○法制局長(斎藤朝郎君) ただいまお
しかりを受けまして恐縮でございます
が、私さきよう申し上げたことも、前
に申し上げたことも、気持の上におい
て、今日の説明があるいは言葉足らず
で、十分意を尽くしていなかつたため
かと思いますが、先ほども申ししまし
たように、団結権の保障、団結権の尊
重、その尊重、保障、そういうことの
仕方には、実定法上のやり方もある
し、それ以外に事実上と申しましたの
は、事実上また政治家としてのやり方
もありましようし、だからその二つの
面から考えまして私は法律の実務家で
ございましてので、まず実定法上の仕

みがどうなっておるかということをし上げたわけでございます。事実上という尊重をするか、あるいは政治としてどう尊重すべきかということ、私は法律の実務家でございますので、さような面について私は答弁いたしますことは困りますので、実定法上の組み合わせについて申し上げただけでございます。従いまして、実定法上の仕組みと申しますれば矢嶋先生御指摘のよに五十二条の解釈問題だと思います。現在の五十二条、五十五条もろろ地方公務員法でございます。地方公務員法の五十二条、五十五条の条文の解釈といたしましては、五十二条第一項、第二項に書いております単位職員団体及び同一地方公共団体の連合体につきましては、明らかに五十五条で交渉の権限を認めておけることは、文理上問題はないわけでございます。五十二条の第三項に規定されておりますこれは、わざわざ団体と言わずに組織という言葉を使っておりますが、これについては条文の文句にもございますように、連合組織を事実上達成し、または連合組織に事実上加入することを妨げるものではない、こういう条文の書き方から見ておられますので、おそらくはそういう五十二条第三項のできました趣旨は、五十二条の一項、二項の条文以外のことはできないという反対解釈ができては困るので、こういう第三項の規定が念のために置かれておるといふように、私は法律家としては解釈いたしておられる組織と申しますか、三項で認める連合組織について、事実上いかにうな取り扱いをするかということは、

私は、法律の実務家である私から答弁することはできません。

○委員長(平林剛君) 本問題に関する調査は後刻に譲ります。

○委員長(平林剛君) 次に、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題といたします。

本法案につきましては、去る三月二日趣旨説明を聴取いたしております。質疑の通告がありますのでこの際これを許します。矢嶋三義君。

○矢嶋三義君 国政調査という立場からまずお伺いいたします。法制局長、私の質問の本論に入る前に、先ほどのあなたの述べている答弁を、私は本院の一員として見のがすことはできない。もう一問いたします。

院の法制局としては法の行政運用はしない。確かに法律屋である。しかしその法は、立法精神からしていかように運用されるのが好ましい、立法過程から顧みるときに、かように行政運用されるべきだ、こういう見解は持っているはずだ。この見解を持っていなかったら、私は、本院の法制局はその使命を果たしたことになる。そこで私は、さつき具体的にお答えを求めました点にヒントを合してお答え願いたい。そのためにあなたに予備知識を一つ与えます。たとえば先生方の給与について、地方交付税、これを積算するにあたって単位費用というものを設定します。たとえば本年度は、小学校費の教職員単位費用は二十万四千二百四十円、中学校費の教職員は二十万九千五百二十円、かように設定いたします。これによって地方交付税が組まれるわけです。それを受けて立つ都道府

県は、これを基礎に給与費を予算に計上するのです。だからこれ以上の予算を組もうと欲しても、交付税で流れてこないから、都道府県は組めないわけです。よろしいですか。もう一つ例をあげます。小中学校の場合、たとえば旅費は一人年間今度一割上がって四千四百円になった。ところが、それが不足している。それじゃ勝手に組めるか。やはり組めない。交付税に入っているわけですから。そういう仕組みになっているわけですから、文部大臣は、教職員の待遇改善等についての話し合いを至急に、憲法二十八条と地公法の五十二条三項、それから五十五条と一連に考える場合に、事実上会って話し合いをするのが適当な法の解釈運用である、かように私はパーセント確信を持っております。法制局当局としては、かような運用が好ましいという見解を持っておられるのか、それとも違う見解を持っておられるのか。それだけ承っております。

○法制局長(斎藤朝郎君) 私は、先ほども申しましたように、議院法制局の職員といたしまして、議員の立案に対するサービスをするということが主でございまして、具体的裁判とか政治とか、いろいろの問題につきましては、否といふことを、私がここで申し上げることは適当でないというように考えておりますので、どうぞその点はあしからずお許しを願いたいと思います。

○矢嶋三義君 一番早く退席を必要とする大臣は、どなたでしょうか。

○委員長(平林剛君) 大蔵大臣です。

○矢嶋三義君 皆さんおそろいの方が都合がいいのですが、御事情がござい

ましようから、それでは大蔵大臣に關係する点を先に伺います。実は文部大臣と科学技術庁長官がおられないと質問にならないのですけれども、ここは大蔵大臣に一つ貸すことにしてお伺いします。

その前に、工業技術院の院長が来ておれば伺いたいと思います。工業技術院院長に一回発して、大蔵大臣に伺います。工業技術院長としては、この研究開発を通過省の外局として担当されているわけですが、たとえば電気試験所、機械試験所等が具体的にございすね。適格な研究者を量的に質的に確保できているかどうか。それからさらに、あなたの所管を少し視野を広げて、日本全国的に見た場合に、研究開発をするにあたって、技術者の需給関係というふうなものについて、院長としてどういう御意見と認識を持っておられるか、お答え願いたい。

○政府委員(後藤以紀君) お答えいたします。最近研究者を採用いたしました場合に減つて参つておられるようございまして、でそのために以前に比べて採用が困難になっておるといふことは事実でございまして。ただし、一般に報道されておりますものは、相当誇張されて報道されておる点もございまして、それでその点についてちょっと申し上げますと、たとえば電気試験所あるいは東京工業試験所あるいは機械試験所その他多くの重要な研究機関が工業技術院に属しておりますが、従来年によりまして退職者の数等は不同でございまして、年々高齢者その他あるいはまた家庭の事情等で退職する人が相当ございまして、その

隙はできるだけ上級の人を、有能な人材を集めるように努力いたしております。従つて数年間、研究者は質的には漸次向上をいたしておるのでございまして。しかしながら、三十五年度におきましては、合計いたしました退職者の数がこれは民間等へ移る人等がふえて参りましたので多少ふえております。しかし、これもそのずつと前に……

○矢嶋三義君 簡単に意を尽くして下さい。

○政府委員(後藤以紀君) 多くなつておりました。その三十三年度、三十四年度あたりはかえつて減つておりました。三十五年度またふえておるといふような状態でございますので、内容的には研究を行なうのに支障が生ずるといふようなことはございしません。ただし、私どもはそれで決して満足しておるわけではございしません。今後大いに研究機関の重要性にかんがみまして、研究力を増大いたしますためには待遇の改善、具体的に申しますと、研究者の格づけの改善、それから十分なる人材を確保するように努力いたしたいと思つておりました。さしあつては採用試験の問題、それから格づけの問題等につきまして、人事院及び科学技術庁等と現在協議をいたしておる次第でございまして。

○矢嶋三義君 大蔵大臣に伺います。工業技術院院長を特定して何々たんでありますが、たとえば電気、機械とか科学方面は非常に不足をしておる、それから大学に付設している教員養成課程で、昭和三十三年の三月に百三人卒業者があつたが、教員になつた

人は一人しかないといふことは、理工系の教員の確保もできない、科学技術者も確保できない、政府の關係の研究所からだんだんと優秀な研究者が逃げつて、研究に支障を来たして、これは大蔵大臣としてはその原因をいかように把握をされ、いかに処理されようと思つておられるか、御見解を承ります。

○国務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、最近の民間の研究投資というものが非常に伸び方をしております。たとへば昭和三十三年に七百何十億という研究投資が、三十四年度は千億、昨年の三十五年度はおそらく二千億に近い民間の研究投資が行なわれていると思つて、大会社を初めとして研究施設が、この二、三年の間に非常に強化しましたために、優秀な技術者がみなそちらの方に持つていかれるというふうなことで、政府關係の研究機関というふうなものへの人員確保が、非常にむづかしくなつておること

は事実でございまして。結局、私どもは今回人事院の勧告に従つて給与制度の一部改正と、それから研究費をとにかくふやすことによつていろいろな問題が解決される面もございまして、一律各研究機関の研究費を二割予算においてふやしていくというふうな措置を、今度はとつたわけでございますが、まだ今おつしやられる十分でない問題に対処する方法としては十分でございせんので、これらは関係省と十分対策を考へるつもりでおります。

○矢嶋三義君 あなたの予算編成にあつたての努力は認めますけれども、結果としては、私は非常に批判されるべき予算になつておると思つております。ケ

ネディ氏が大統領になつて科学技術の振興を盛んに唱えている、そうして教育者のサラリーを上げろという教育白書もケネディ氏は出してゐるわけですね。昨日ソビエトはついにワストーク(東方)打ち上げに成功した、世界を震駭させた、こういうときに、あなたの組んだ予算は、たとえば宇宙開発研究費、これが驚くべき七千三百萬円で、宇宙科学技術開発促進費七千三百萬円、去年が三千七百萬円、科学技術庁長官は倍になったといはつてゐるのですが、七千三百萬円。ところが、ワストークはすでに飛んだわけですね。かような世界情勢から何か反省があつてしかるべきだと思ふのです。

で、具体的に承りたい点は、時事問題としてワストークの打ち上げ成功にあなたはどういう考えをもつてこれに接せられたか、それが一つ。それからさつき盛んに民間研究設備投資云々と言われておりますけれども、民間と、政府すなわち国全体としての研究投資です、これが日本では世界の情勢にマッチしてゐない。私は数字をあげてあなたの御所見を承りますがね。この科学技術庁から出たこの資料を見ましても、世界では各国ともなうです、先進国はもちろんのことでありますが、この比率といふものは最低二%、それをすつとこえていつてゐるのです。日本の場合はこの比率は一・四二%、一般会計に対して一・四二%で、総所得に対しますと一%に達してゐない。こういうようなことで、一体科学技術振興、それから所得増進計画、こういうものが達成されるのかどうか、予算を数字的に検討した場合に、私は予算編成をされる水田大蔵大臣のお考えがどうな

のか、さつぱりわからないのですがね。お伺ひいたします。

○国務大臣(水田三喜男君) 私の方は相当わかつておるつもりでござい

ます。と申しますのは、科学技術の振興という観点から見た日本の予算措置及び民間の研究投資といふものは、昭和三十一年以前は、これはもうゼロにひついたりというくらいのものでございまして、ようやく昭和三十一年ごろから民間も研究投資といふものを重んずるようになり、また政府もいろいろそれに対する税制上の優遇措置とか、いろいろのことをやりまして、だんだんに投資が大きくなつてきますと同時に、政府の予算の中にも科学技術研究費の占める割合がだんだんに大きくなつてきておりますが、問題は三十一年度から初めて日本で科学技術振興といふものに予算的な措置を出したといふこととございまして、また四、五年しか事実上なつてゐないといふことと、そうしますといふと、どこを一番重要視するかと申しますと、何といつてもおくられてゐるのが基礎的な部分でございまして、今御質問にありましたような宇宙科学とかいふ方へまだ手の回らぬ段階でございまして、ここで基礎科学の振興といふものがどうして先だといふような観点からいろいろな予算措置をしておるのでございまして、今年度申しますと、大学におけるそういう意味の研究費、施設費を含めた、広い意味の科学技術振興費を見ますと、六百九十九億圓といふことで、昨年の予算からのふえ方は二四%といふことになつてゐます。ちやうど今度私どもは三本の柱とかいって、公共投資を非常に重要視しましたが、公

共投資の伸び方も本年度は昨年に比べて二四%でございまして、大体科学技術振興費もそれと同じ比率で、百三十億圓以上の予算強化をやつたといふこととございまして、それでは外国と比べてどうかと見ますと、民間投資は、今のところ、これは外国の方が大きいのですが、総予算の中に占めるいわゆる科学振興費といふようなものの比率は大体西独程度でございまして、フランスそのほかの国よりは、今年になつて日本の比率が多くなつたといふこととございまして、で、アメリカ、イギリスそのほかは、日本の比率よりは多いのですが、八〇%はいわゆる軍事費でございまして、軍事費の中に占める研究費といふものを省いたら、ことになつて初めて日本の総予算の中における科学振興費といふものは諸外国並みになつてきたといふことが言えようと思ひます。で、この調子で科学技術会議で答申されておりますような長期計画の線に沿つた予算強化を年々やつて参りますのでしたら、私は、三十一年度まではほとんど問題にならなかつた日本の科学技術振興もあと四、五年で諸外国以上の予算の裏づけを持った進み方をするのだからと考えております。

○矢嶋三義君 急いでおりますから、二、三問で午前中の質問は終わります。が、ワストークに対する御所見はないですね。何か感じはありますか。あなたのお答え願ひします。

あなたにさつき数字を述べられましたが、どなたに教えられた数字を述べられたか、私はそういうことではごまかされません。私は科学技術庁から出たデータを基礎にさらに私が確かめた数字でさらに伺ひますがね。たとへば、国の財政規模に対する研究予算の比率です、三十五年度は一・四三%です。ところが三十六年度は一・四二%に下がつてゐるのです。何百億の絶対値がふえたといひますけれども、予算規模の拡大率からいふならば、今年度の国の予算の全体の増加率は一・三・五%、ところが科学技術関係の増加率は二・九%。日本の経済規模の増加率よりも、科学技術振興関係の増加率の方が低いのです。それはさらに、外国はその軍事研究云々といひますけれども、これは科学技術月報の五十五号ですが、科学技術振興費は一・四%。わが国の防犯関係費は九・一%、科学技術振興費一・四%。それは予算規模がふえれば、何百億はふえるでしょう。しかし、その財政規模の中に占めるところの研究予算の比率、これがわずかに〇・〇一にしも低下してゐるという事実、それから、国の財政規模の増加率に比して科学技術振興関係の増加率が低いといふこの事実、これで一体世界の動きに追いついていけるかどうか。だからワストークに対する見解も述べようがないのじゃないですか。こういう点は、池田さんの本会議における施政演説だけで一言葉の上だけでなくて、はつきり予算案の性格といふものを、そういうふうな数字的に向けていかなければ、日本の科学技術の振興も、所得倍増計画の具体的な裏づけも私はできないと思ふのです。簡単に御所見を承りたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 今のおつしやいました数字は、いわゆる予算の上にある科学技術振興費と銘打った金額でございまして、事実は、さつき申しましたように、基礎研究というようなものの予算支出が非常に多いと申しますので、そういう大学における教官研究費とかいふようなものをみんな入れた広義の科学技術研究費といふようなものを拾ひますといふと、総予算に対して三・五八%という比率になります。今言ひましたこの予算の上に振興費と書いてある数字だけでございます。それから一三%でございまして、そうじゃなくて、そういう研究費を入れた総額は二四%の昨年に比べて伸びになつております。

○矢嶋三義君 ワストークには、どういふ感じを持っていますか。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ、これは世紀のすばらしいこととございまして、私どもとしましてはそこにくくまでのほんとうの基礎研究という段階で、もう数年、日本は骨を折らなければそこまですなかな科学技術は到達しないだらうと思つておるわけとござい

○矢嶋三義君 もう一点で終わりますが、そこで、月の世界の旅行が五年先か十年ぐらいでできるといふわけですから、それを、あなたはずいぶんできるような予算を組みなさいといふようなことを私は申しません。しかし、今ここで問題になつておる工業要員の養成程度のがつちりした予算は日本の経済力で組めます。内容はこの次にまたやりますけれども、所得倍増計画といふけれども、それに携はるところの技術者の養成計画といふものはめちやくちやないですか。いずれこれは荒木文部大臣と池田科学技術庁長官とをそろえてやりますけれども、三

月十一日に科学技術庁長官はあいう
勸告を出した。それで文部大臣とやり
合つて、何か閣議のあとでばかやろう
呼ばわりしたということですが、太平
官房長官は、この前、本委員会が私の
質問に対して、今、荒木、池田両大臣
にまかしてある。それで、どちらも聡
明な人だから、それで問題は片づくだ
らうと、こう言われていました。そこ
ろが、あの勸告が出て一月もたつて
いる。いまだに片づかない。池田科学
技術庁長官が荒木文部大臣をばかやろ
うと言つたのだが、これは言つたか言
わぬかも確かめてみましたが、言つた方
も悪いと言われた方も悪いですよ。こ
れは国民に対する影響はきつて大い
なことです。閣議の席上でやつたとい
うのだが、あなたは閣議で取りまとめ
役をされておられるわけなんですが、そ
ういふ事実があつたのかどうかといふ
ことと、一体、勸告があつてから一月経
過してはいるのですが、いかようにこれ
を調整されておられるのですか。こ
の前、あなたと池田長官が本委員会に
おいでになったときに、私が質疑をい
たしましたところが、池田長官は、水
田大蔵大臣もこれは聞いておいて下さ
い、三十六年度を含めた、さらに大幅
な増員計画をやらなければ、所得倍増
計画にマッチしたところの技術者の養
成計画にはなつてこない。だから、そ
ういふ三十六年度の予算に影響なくや
れる部面と、三十六年度の予算がある
程度修正しなければいけない部面とが
ある。そのいずれをも三十六年度から
やる必要があるというのがこの勸告で
あるということ、はつきり、速記を
つけて答弁した。それで、この勸告に
対する文部大臣の見解を求める、氣に

くわなかつたら、科学技術庁設置法の
条章に基づいて総理大臣に意見の具申
をする。それで、それがもしいられ
ない場合には、自分は職を賭すことま
で本委員会に私に答弁しておるわけ
です。だから、これは今、大平長官から
御答弁いただきますが、こういう問題
は、宇宙船を飛ばすというふうな問題
じゃないので、日本の今の経済力で十
分対処できる問題ですよ。こういう足
元から対処すべきですよ。だから、大
平長官は、これをいかように調整され
たのか、されようとするのか。ま
た、この勸告を生かすためには、この
勸告の大筋は私は正しいと思うので
すが、私は水田大蔵大臣にお伺いし
ます。補正予算を組むべきだと思ひ
ます。仲裁裁定に伴う補正予算も組
みでしよう。そのときに若干の補正予
算を組んで、私立学校の協力も求め
て、そして所得倍増計画にマッチし
たところの科学技術者の養成計画の修正
をすべきだと思ひますが、お二人の
御答弁を求めます。

○国務大臣(水田三喜男君) 昭和四十
五年度までに不足する総計十七万人の
人材養成という計画を、私もこれは
はできるだけの線に沿つて実行する
つもりでございますが、実際にこの計
画を見ますと、私の氣持では、
もう三年早くこの計画を出発したら、
予算的にも期間的にも間に合つたの
じゃないかと思ひますが、今年からこ
れを出発するということになりますと
いうと、いわゆる学校教育という部面
でふやせる限度を三十六年度では二
千六百八人、増員の限度をそこに置
いたわけでございますが、それをやるに
しても、まず教官の養成というもの

から始めていかなければ、いわゆる学
校教育による養成ということになりま
すというところ、三十六年度は二千七
百人の増というところから始まつて、同
時に、後年度ののための教官の養成とい
うものと、このころへ力を入れるとい
ふふうなことをとらざるを得ません
と、さらに来年度、再来年度とやつて
いきました。やはり十年間に七万人前後
不足する、十万人ぐらゐの不足という計
算になりますので、この計画をもつと
強化する方法については、なかなかこ
れは間に合いませんので、学校教育に
よる充足計画というものも来年から強
化するということ、同時に、民間の
いろいろな養成機関というふうなもの
にたよつていくという方法もござい
ます。そういふものを全部勘案して、ど
うしても予算的措置が足りないとい
うことでございしたら、私も後年
度へいつて考えることにやぶさかでは
ございませんが、当初予算のときに
は、そういう点十分文部当局とも私
どもは検討しましたが、一挙にこの計画
通し、ただ増員だけすればいいとい
うことは、学校教育である以上は、や
はり不可能な部面が多かつたので、計
画が低目にはなつておりますが、問題
は、この計画の出発が私はおそかつた
ことだから、二、三年前にこ
の計画を出発したら、私はあの計画通
りつぱにやつていけたのではないかと
今思つてゐる次第でございます。

○政府委員(大平正芳君) 三月十一日
に科学技術庁長官から文部大臣に対し
て御勸告がございました。この勸告
は、この前の本委員会におきましても
申し上げました通り、閣議の問題には
まだなつておりません。しかし、日本
の成長過程におきまして、科学技術の
振興をはかるために、技術者の養成に
ついて特段の関心を払われた科学技術
庁長官が、文部大臣に勸告されたとい
ふ事実は、池田科学技術庁長官の政治
感覚の鋭さを示すものでございま
す。私は高く評価いたしております。
問題は、文部大臣と科学技術庁長官が、
その後どういふ調整をしたかどうかと
いうことでございします。御二人とも科
学技術者の早期養成に万全を尽くさな
ければならないという目標において
は、完全に一致いたしております。問
題は、これを、その方法論をどうする
かという問題に集約されているような
わけでございまして、ただいまの段階
では、三十六年度の予算はすでに成立
を見て、しかもこの予算は、政府とい
たしましては、今日与えられた環境の
ものにおきましてベストな案である
という自信を持って御提案を申し上げ、
御承認をいただいたわけでございま
す。従つて、三十六年度に科学技術
庁長官の勸告に従つて増員計画が盛り込
まれるかどうかということではござい
ません。三十七年度以降におきましては、
勸告の趣旨に沿ひまして、文部省とい
たしましては、大学設置基準等につ
いても再検討を加えて、御要請のよう
な方向に努力いたしましていくこと
におきましては、見解を一にいたして
おります。問題は、三十六年度とい
う時期におきまして、科学技術者の養成
について具体的な手段を有効に講じ得
るかどうかという点にしろられて参
りました。この点につきましては、矢
嶋委員も御案内のように、私立大学にお
きましては、学科によりましては、三
十六年度に追加募集をいたしましたし
ても、教育が可能であるという見解を
持つておりました。その場合は、必ず
しも予算的な補助をしようだいたしく
ても増募できるという見解を持たれて
いる大学もあるやに聞いております
し、科学技術庁長官は、それをこし
は予算に關係なくとも実行すべきだ
と、こういう考え方を主張されてお
りました。文部省といたしましては、そ
れではその問題の検討に入りましょ
う、こういうところまで来たわけ
です。残された一点は、一体検討をし
て、時間がたつて、三十六年度の追加
募集に間に合うかどうかという点に
ばられてきたわけでございします。私
どももいたしましては、両省の間でこ
の点を詰めていただきまして、タイミ
ングをはずさないように鋭意文部省とい
たしましては御努力いただきまして、
可能なものであれば、三十六年度から
実行に移していただくような工合にい
くまいか、目下ははられた一点につ
きまして調整中とございまして、ほと
んどこの問題は了解点に達するものと私
どもは存じております。

○矢嶋三義君 大蔵大臣もお忙しいよ
うですから二問だけで終わります。第
一問は簡単です。大蔵大臣としては三
月十一日付の池田長官の文部大臣に
対する勸告書、けさお見せしたわけ
ですが、これに対してはどういふ御所
見を持っておりますか、支持しますか、し
ませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) 大体所得
倍増計画に即応したこの科学技術会議
の答申の線に沿つた勸告でございま

○矢嶋三義君　午前中最後の質問ですが、本法律案を議するまでに、私は内閣の最高責任者である内閣総理大臣の本委員会の出席を御要請申し上げます。ということは、池田長官の勧告

は——所得倍増計画に伴う科学技術者の養成計画というものを行政府は策定して、その裏づけとなる予算案を組んで、そうして国会に上程して参ったわけです。ところが、その計画の策定そのものが誤りで修正しなければならな
いといふことの意味表示をしている、
開員の一人がね。しかもそれをするた
めには予算を必要としないでもやれる
面と、予算を修正しなければやれない

面とあるということ、法に基づいて内閣の一員が同僚の荒木文部大臣に勧告しているわけです。きわめてこれは重大ですよ。私は、こういう所得倍増計画とか、科学技術者の養成というものには計画的でなければならぬと思う。ところが何つてみますと、各大臣によつて数字がまちまちなんです。いずれ私は本格的に時間をたつぷりとして数字を積み上げて参りますが、今大蔵大臣は二千七百人云々と言う。これは二千七百人どころではない。私の調査では三千二百二十人になっている。二千七百人ではない。大臣によつて適当な数字を言っているわけです。だから、科学技術庁で積み上げている数字というものは、私はある程度信頼することのできる数字だ、かように思うわけです。

それで伺いたい点は、どうしても私は補正予算を組むべきだと思ふ。水田大蔵大臣、これを聞いておつて下さ

い。仲裁裁定の補正予算は今国会に提出するということを閣議で決めましたね。ただ時期だけがペンディングになつてゐる。財源だつてあるんだから、團員の一人が修正する必要があるというのですからね。ただ若干の補助金程度でよろしいでしょう、多額にならない、補正予算の中にこれを投入して、そうして直ちに池田勧告の趣旨が生かされるように私はやるべきだと思ふ。しかもあなたはこの池田勧告を支持している。同感だというなら、当然そういうことをやるべきだ。あなたの裁断が下せないとあらば、内閣の最高責任者の池田総理大臣と対決せざるを得ない。この点明確にお答え願ひたい。

それから、大平官房長官に、さつきお答えないですが、ともかくおかしい話だけれども、しかし、新聞にあいりふりに池田長官が荒木文部大臣をばかやろり呼ばわりしたということがずいぶん麗々しく出ている。これは事実だと思ふ。しかし、事実であるのか、事実でないのか、これをはっきりして下さいよ。事実だとすると、言つた大臣もそうだが、言われた大臣も問題ですよ。外国では人の乗つたロケットが宇宙を一時間そこそこで飛び回るといふときに、科学技術者の養成をどうするかという点について意見がまとまらずに、そうして大臣ともあろうものが、両方ではかやろり呼ばわりをして、委員会でも委員が満足するような答弁ができぬというなら、内閣投げ出したらいいですよ。そういう事実があったのかどうか。あったとするならば、私は両大臣に、いずれここでやりませんが、両大臣に、官房長官として何

とか私は注意を喚起してもらいたい」とか協議のあとだといいますから、閣議は、官房長官が司会されるわけですから、調整役なんですから。これをお二人から承って午前中の質問を終わります。

○政府委員(大平正芳君) 先ほど申し上げましたように、この問題はまた閣議の議題になっておりません。従いまして池田大臣がどう言われたかは、閣議の外の問題でございいます。案ずるに、私は、池田さんは非常に御熱心な方でございまして、御熱心さの余り、伝えられるようなことがあったかも知れませんけれども、閣議外の各大臣のまあ、ブライバシーのことにつきましては、私はとやかく御返答するのは適当でないと存じます。

○国務大臣(水田三喜男君) 最初に人数の問題でございますが、養成計画の数字はそうなっておりますが、すでに予算措置のとられておる人数をさつき申し上げたわけでございます。それと、今の池田長官の勧告でございますが、池田科学技術庁長官自身も申ししておりますに、予算がきまるまで勧告を控えておったという事情もございします。で、それはなぜかと申し上げますと、特に官立大学、そのほかの養成計画は、さつき申しましたように、教官の養成とか、まず設備を整えてなければいけない問題がございしますので、そういう点の制約から、三十六年度としては、とりあえず生徒の応募をこのくらいふやしたらいいたいものを関係庁で一応検討した結果でございますので、問題はまだこの養成計画で、主要部分に相当担当してもらえる余地がある、それは直接には国の予算と関係な

意があつて、計画自身不足だからこれ
 に対処しろという勧告が、あのときの勧
 告のやはり一つの大きい趣旨になつて
 いるのじゃないかと思ひます。で、この
 勧告が出たのを無視して、今回の予算
 が組まれたといういきさつではござい
 ませんので、一応この問題は、この問
 題としても、なお今年度中にこの養成
 計画の強化策ありやなしやということ
 は、当局同士で十分私は検討してもら
 いたいと思つておきます。

○委員長（平林剛君）速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて、午後は十四時十五分から委員会を再開することにし、暫時休憩いたします。

午後一時十四分休憩

午後二時三十三分開會

○委員長(平林剛君) これより文教委員会を再開いたします。

まず、当面の文教政策に関する調査を進めます。質疑の通告がありますので発言を許します。米田勲君。

○米田勲君 私は午前中に豊瀬委員の

質問に引き続いて、私もこの問題についてはお尋ねをしたいと思っておったのですが、昼からの分に回されましたので、できるだけ時間を節約しながら、要点をお尋ねしたいと思います。

ところで、私がこの質問をするに至った動機といいますか、それは一昨日本文部省に教職員の人たちが相当数行つて、文部大臣と話し合いをしたいということについて何か問題が起こつて、果ては警察官が相当数入り込んでこれを排除するというような事件が起

場を十分理解する一人であるけれども、日本の教育の上から立つて考えるのと、ああいう事件が繰り返されるということは非常に困ったものだと思う。ああいう紛争の起こる原因は私はいろいろあると思いますけれども、荒木文部大臣の考え方が再検討される時期がこなければ、ああいうことは絶えず繰り返されて今後いくものではないか、こういうふうに考えますので、前に私は予算の第四分科会でこの点も触れて文部大臣の意見を聞いたのでありますけれども、きょうはあらゆる方面からまとめて大臣の見解の間違っておることを一つ明らかにしながら、再検討をさせていただきたいというところを結論的には主張したいわけです。従つて私の質問時間は、再検討してみたいという大臣の答弁があるなら一分間で終わるのですけれども、従来のような見解であれば、やはりいろいろな角度からその見解が妥当でないということを示しながら、質問の時間は必然的に長くなることを一つ皆さん御了解を願いたいと思います。

最初私は文部大臣にお考えをいただきたいと思ひますのは、この連絡事項で回答しておる、文部大臣は労使関係のうち外に立つ者であるから、日教組の代表と話し合いに應ずるわけには参らないという、この結論を導き出していることについて、まず第一に、私は国際的な立場からあなたにお考えを願いたいわけですが、内閣では、すでに閣議で十分検討をして、国会に対してILO八十七号条約の批准を求めてくる態度を明確にしております。従つて、午前中豊瀬委員の質問に答えられ

た荒木文部大臣の答弁にあるような、筋が通つておるなら検討してみてもいいという言葉は、これはまた荒木文部大臣の国際的な失言を起さしかねない言葉だと思ひます。大体、日本はILOに再加盟しておる。その再加盟をしておるときに、政府代表のILO会議における発言は、この前私が当委員会でお話した通りなんです。そして現在、その理事国になつておる。そして加えて、今回ILO八十七号条約を批准しようという決定を見ているわけですから、当然ILO八十七号条約の条文に示されたこの方針、この精神は、それを尊重する限り、国内法のそれに抵触する部分については積極的に改正を加えていくというの、かつて荒木文部大臣の答えたことなんです。そこでILO八十七号の第三條に、豊瀬委員も触れておりますけれども、一、二項とありますが、その一項には明らかに「完全な自由の下にその代表者を選び、その次であります、その管理及び活動を定め、並びにその計画を立案する権利を有する。」と書いておるのであります。「活動」を定め、とは、労働者の団体、その団体が自分たちの勤務条件あるいは待遇、給与等に関する問題を解決するためにどのような活動をするかというその活動であります。そしてその計画を立案する権利というのは、その活動計画を達成するためにどういふ順序でこの問題を処理していくかという計画を定める権利を有する、と、こうなつており、この条文の精神をよく踏まえて、さらに第二項の「公の機関は、文部省のようなどころです。「公の機関は、この権利を制限し又はこの

権利の合法的な行使を妨げるようないかなる干渉をも差し控へなければならぬ。」と、こうなつておる。この条約を批准する限り、この条文にもこのことをあえて日本の政府が推し進めていくことはできないはずである。これは国際信義の上からもできないはずで、計画を立案していく権利を持つており、その権利を制限したり、その権利の行使を妨げるようないかなる干渉も公の機関はできないのだ、ということをはつきりたつておるわけですから、そしてそれを受けた第四條は、労働者の団体は行政機関によつて——文部省によつて、と、この場合考へてもよいでしょう。行政機関によつてその活動を停止されることはない、となつておるのであります。そういたしました、今この条約を批准しようとする立場ですから、国内法が云々であるから、それは筋が通らないという、そういう答弁では私は筋が通らないのでないか。あくまでもこの条約を批准する立場において、当面しておる、今問題になつてゐる交渉の問題をどう位置づけるか、どう解決をつけるかということを判断することではなければならぬと思ひます。このことについて、文部大臣はどういうふうに考へておるのか。まず第一にお尋ねをいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 答へ申し上げます。ILO条約の規定を引用してのお尋ねでございますが、政府は、文部省は、あるいは文部大臣といふにしても、教職員の団体の自由を制限し束縛していることは一つもございせん。

○米田勲君 文部大臣、あなたはそういう断言ができませんか。それはあなたに聞きますが、日本教職員組合というのは教職員の団体ではありませんか。それを答へて下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 答へ申し上げます。もちろん、お話の通り教職員の団体であり、法律に認めるところの団体であります。

○米田勲君 そうしますと、大臣、そういう法律が認めておる団体、その団体が活動を定め、たとえば待遇上の問題で、特殊学級の教員の給与がどうも低過ぎるために、なかなかその教育効果が上がらないという問題を解決しなければならぬと、今行動を定め、その行動、活動を達成するための計画を立案する、市町村教育委員会に交渉をする。問題が解決つかない。都道府県教育委員会に交渉をする。あるいは都道府県知事に交渉する。問題が解決つかない。そうになりました場合に、当然教育行政に大きくウェイトのある立場にある文部大臣に対して、同様にこの問題を訴へて解決をしてもらわなければならないという立案をした。その立案に基づいて、文部省に会いたいと言つて拒否をすることは行政機関の力によつてその活動が停止されたことになりませんか。文部大臣にもこの事情を訴へて、文部大臣だけではありせん、前から続いてきてそれでも解決がつかないから、教育行政の重要な立場にある文部大臣にも話をして、解決をつけようと考えて交渉に来たが、その交渉には応じないということになりますと、この第四條、ILO八十七号の第四條にある、行政機関によつてその活動を停止されることはない、という

の活動を停止されることはない、という事項に抵触をしてくと私は思ひます。会わないと言つて、その会つて話をする計画と行動を阻止されたのだ。こういうことになると思ひますが、どうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 答へ申し上げます。私が会わないと思ひます。ILO条約とは関係ないと思ひます。交渉をされる相手方は法律上はつきりと定まつておりました。その交渉によつてすぐ解決することもありましようし、すぐ解決しないこともありましようと思ひます。それはそれぞれ国の予算、地方公共団体の予算、あるいは法律制度、そういうものの改正のきつかけを作る意味において目的が果たされつつある。そういう姿だと思ひます。

○米田勲君 文部大臣、あなたはそういう答弁をしておられますが、何か自分の主張に食い違ひがありませんか。あなたはこの八十七号条約を批准するといふ態度をきめたのです。批准するからには、この条約に定められた国際的な見解、この見解を尊重して国内法をこの線に沿うように改めていく義務を同時に負うのです。その点はどうか考へておるのですか。批准は批准、国内法は国内法で違ふのであるか、全然、そういうふうなもの考へておるのですか、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 答へ申し上げます。条約は条約、国内法は国内法と思ひます。ただし、日本の憲法も定めております通り、日本が締結した条約は尊重する、尊重の義務は当然あります。尊重いたしましたしやうけれども、それはあくまでも日本は独立国であり、法治国であり、民主主義国であるということまでかなぐり捨てること

は私は意味しないと思ひるのであります。日本の憲法の条章に照らして独立国として当然なし得べき行為というものは、これは国内法によつて当然規定してしかるべきもので、そういううち内においてILO条約が尊重される、そういう筋道かと心得ております。

○米田勲君 それではあなたの言ひ方というものはどうもちがひでございます。あなたはILO条約八十七号を批准するといふ方針をきめておる。公労法の中のこの条約に直接抵触する箇所を直すといふ方針を、削除をする方針を閣議できめませんでしたか、きめておる。そのようにこの条約を批准するといふことを実行する限りにおいては、この条約の精神、この条約の条文に現れた方向に国内法を改正する義務が伴う。もし日本の憲法だとか法律だとかをたてにとつて、法律や憲法に私は抵触しないと思ひが、これを批准して国内法を改正することには——こそこそ話をしておると大臣閣下えぬじやないですか。憲法や法律に抵触しないと思ひけれども、この精神に沿つて改正をしても、しかし、あなたにはこの条約を批准するといふ方針をきめておるんだから、少なくともこの条約の条文にある言葉については、精神については尊重をするという建前で日教組との交渉の問題を再検討する必要があるといふ私の主張なんです。それは国内法がどうあるとかなんとかいふことを抜きにして、この条約を批准するといふ新たな立場をとつた限り条約の条文に明記されているこれらを検討して、今まで交渉を頭から拒否しておつた方針、態度を再検討しなければならぬ

○米田勲君 文部大臣、一方的な答弁をするという、何ほでも長引きますよ。あなたはこの条約を批准して、現行法と無関係なんだと、こうきめているでしょう。今の答弁はまさにそれだ。これを批准しようとも、現行法の団体交渉権が文部省に対してない、文部大臣に対してないという現行法は変化がないんだから、再検討の余地はない。

の根本のあり方、すなわち地方分権制の度を改めまして、中央集権的にして、地方公務員たる教職員を、文部大臣の任命権者たる立場において人事権を持たせる、すなわち労使関係の使用者の関係に立たせるという方針をあらためて打ち立てる必要があるならばともかく、そうでないとするならば、ILO八十七号条約を批准しようとも、その

は、まだ検討してみななくちやわからな
い。それでしよう。だから私はそうい
うことではなく、従来あなたのとつて
おられたその態度は私たちは知つてい
るのだから、しかし、新たな事態が
起つてきた限り、当然あなたの従来
とつてきた方針について再検討をする
上か、ということがこの条約を批准する
上か、というてすなおな態度ではないか。国

案する権利を有する。」と書いてあるでしょう。日教組という法律に認められた職員団体が、問題を解決するための活動や、それを解決に持つていくためのいろいろな計画を立案する権利は何人にも侵されないといいことをこの条約はきめていのです。そうして引き続いて「公の機関は、」とうたっている。あなたは公の機関でしよう。その

ら、その仮定が満たされた場合には、あなたは当然再検討しますね。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） お答え申し上げます。もちろんそうでございます。ただし、日本の現行制度におきましては、文部大臣は日教組との関係において、いかなる意味においても労使関係の使用者の立場ではないと心得ております。

○米田勲君 それはあなたの一方的な考えだ。非常に解釈を狭義にした場合はそうです。しかし、私はそのことにについては後ほど別な角度から明らかにします。八十七号条約を批准する限り、文部大臣の従来とってきた態度については当然再検討されるべきであるというのが私の変わらぬ信念であります。それを頑迷固陋な、謙虚になつて考えようと思ひしないで、自分の考えている結論だけが唯一の絶対だと思つてゐるところに世の中の紛争が起こつてくる。もつと文部大臣は謙虚に考えるべきだ。自分の考えてゐることが絶対だと思つてゐるところに、この委員会ですらもむだな論議をしなければならぬことになつてきてゐる。

それではもう一つ。私はこの点も豊瀬委員が触れておられますけれども、あなたはILOの専門委員会といういろいろな討論が行なわれ、そしてそれぞれ結論が出てゐるのですが、この結論に對してもこれをきかめて尊重するといふ立場ではない。午前中は妙なことを言いました。私は、ILOの理事国になつておる日本の政府の閣僚の一人が、間違つてもILOの会議で出た結論がゆがめられておるとか、筋が通らぬこともあり得るなどといふことを口にしてはならないことなんです。午前中もそれに類したことを言つて、私はあまりかねてあなたの言つたことにヤジを飛ばしました。ILOで出される結論は、筋が通らないものがあるんじゃないかといふ疑惑を持つべきではない。そういうことは、かりに考えても、閣僚の一人であるあなたが言ふべきではない。これはなほ遺憾な軽率な態度です。しかし、そういうこと

は抜きにして、このILO専門委員会の第一議題になつたそれぞれの結論の、私は三十三——これは豊瀬委員が触れたと思ひますが、「教師は教育上又は職業上に影響する一切の問題についてその雇用者又は」——その次です。「その雇用者又は他の関係者と折衝し協議を行ふ権利を享受すべきである」と書いてある。こういう結論が出てゐる。「雇用者又は」です。「他の関係者と折衝し」となつてゐる。だから、私は少なくとも直接的な任命権者でない、文部大臣は、しかも直接的に法律上団体交渉を行ない、協約権が裏づけられてあるといつたような、法的な、日本の国内法は立場をとつておらないけれども、こういうILOの専門委員会ですらも衆知を集めて出した結論に現れてゐるこういう結論は、やはり尊重すべきである。尊重すべきである。その尊重しなければならぬと考へてゐることの中に、「雇用者」だけではない。これは「又は他の関係者」といふ言葉が使つてある。これは文部大臣がいつか、私は労働関係にない、私はちが外だ、こう言つて交渉を拒否しておるけれども、それは「雇用者」といふ一面だけを強調してゐるからです。「他の関係者」の中には入つてゐる、あなたは、それは後ほど立証してゐると思ひます。これはどう考へますか。あなたはこれを尊重する気はありませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 午前中、豊瀬さんにお答え申し上げた通りでございますが、教育者の専門家會議でそういうことが結論づけられておることは、むしろ尊重し、参考とすべきでしょうが、それを現実にしますためには、そのことがILO関係の条約案となつて取り上げられ、それを日本が調印するか、あるいは批准するかという場になつて初めて問題になり、そしてそれに加盟し、批准した後に、そのことが国内法上どう扱われるかという関連を持つ事柄だと思ひます。で、今日の文部大臣の立場及び日教組の立場、そのことからは、当然に国内法上そういう御指摘のようなことは現実には出てこないと思ひます。またその専門家會議の結論にいたしましても、よもや国内法を無視してというわけではないと心得ます。法治国たる国において、国内法の定めるところ、条約と矛盾しない範囲で国内法の定める範囲内においてさうな権利があり得る、さう理解いたします。

○米田勲君 それは文部大臣、間違つています。現に今度のこのILO条約を批准するときに、国内法に抵触して、どうしても削除しなければならぬ箇所があるでしょう。自動的に削除しなければならぬ、これを批准したために。それは国内法と相反する箇所があつても、国内法を変えてILOの条約の方向に位置づけようとしてゐるでしょう。そういう立場をとらないで、はだめでしょう。あなた。だから、私はこの専門家會議のこの結論、たゞさんの中の全部に触れるのは、時間が長くなるから、一カ所だけ触れたのだ。この条約を批准するといふこととこれとはうらはらなんです。あなたとの交渉を拒否するといふ、その態度を再検討しなければならぬのではないかと、それが生まれる大事な個所なんです。それで私は指摘したのだ。私はあなたがそんなにさうやつておる限り、何回でも機会あるごとに、間違ひだといふことをたゞします。国際的な立場から見ても、あなたの考へは間違つてゐる。第二には、国内法の問題についてあなたの考へは間違つてゐる。といふことを明らかにして質問をします。地公法の五十二條——さつきから問題になつておりますが、この五十二條の二項は、これはもう言う必要はありません。第三項をことさらにここに加えた立法の精神は何か。これが質問です。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。結社の自由を尊重して、連合体を作ることが出来る。また、それに対して、地域職員団体が加入脱退の自由である、その結社の自由を認める趣旨と思ひます。

○米田勲君 文部大臣、この五十二條に、単位団体と、単位団体の連合体、それから他の地方公共団体の連合体、この三つ並んでおる、三項、それが一括、五十二條にあるのです。今の文部大臣の答弁であると、これは何も五十二條の第三項に書いておかなくてもいいことです。五十二條の三項になくたつて、憲法にあるのですから、自由——禁止する法律がない限り、そういう団体を作つてはならないという禁止の条文がない限り、これは当然そんな職員団体を作つて第三項にうたわなくなつてゐる。さうでしょう。それをわざわざ五十二條の二項、二項を受けて、第三項をことさらにうたつた理由は何かといふのです。結社の自由を認めたことなんです。さういふことであれば、必要のないことなんです。何がゆゑに五十二條の第三項にこの条文を位置させたか、そしてこの条文を特

にうたつた理由は何か、それを見解をお聞きたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。日本では職員団体は地域団体だといふ趣旨のことを明らかにし、その立場において、その団結権と交渉権を明記してあると思ひます。それだけでは十分ではない。何となれば、それは各地域職員団体が連合体を作ることでもできる、また他の連合体加入することでもできるという点を、疑いがあるから明確にするためのものだと思います。

○米田勲君 それはあなたの独自の見解でありませんか。独断的な見解だ、これは。これはこの五十二條といふのは、職員団体の組織のことをきめてあるのです。さうして第一項には単位団体、第二項には連合体、当該地方団体の第三項には、他の地方公共団体の職員団体と連合体を作ることが出来る、さういふことを作ることを妨げない。表現は確かに消極的であります。しかし少なくとも、ここに三つ並べて書いた限り、単に第三項は職員団体の結社の自由をことさらにうたつてあるといふことでは相済まんのであります。それなら、これはなくなつていいのじゃないですか。禁止する条文がない限り、いいのじゃないですか。一項、二項は何も全国的な連合体を作つてはならないと書いてないで、どこにも。禁止してないで、さういふ、一項、二項は。さうすれば、全国的な連合体はこの条文がなくなつて作れる。それは憲法で作れる。それをわざわざここにうたわなくちゃならぬかといふ、それが問題なんです、理由が。それをお答え願ひたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。結社の自由は、地公法に關係なく、あると無論言えます。五十二條に於いておきますのは、労働組合としての憲法にいうところの労働者の団体としての規定がたわれ、しかもそれは地域職員団体であるということ、それを明記してある。その角度からの団結権と交渉権を明記いたしておりますから、あたかも第三項がないならば、教職員の地域団体であるがゆえに、全国団体の連合体を作るなどということに疑いを持たれるおそれがある。それを注意的に規定したものであると思ひます。

○米田勲君 文部大臣、教職員の団体は地域職員団体でなければならぬというの、地公法のどこに書いてあります。それを条文で読んで下さい。教職員の団体は地域職員団体でなければならぬと、どこに書いてあります。か、条文を読んで下さい。常識ではだめですよ。ちゃんと条文を示して下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 職員団体が憲法二十八條にいうところの労働組合の実質を持つ職員団体として認めるというところは、結局、団結権なり、団体交渉権という裏づけがあつて初めて意味があると思ひます。その交渉相手方を地方教育委員会と定めること、そのことが地域職員団体である。それ以外には交渉権を持った職員団体というものは無いという趣旨を明記しておるものだと思います。

○米田勲君 あなたはどうかおかしいんではないか。私の質問は、あなたは職員団体というの、地域職員団体でなければならぬと法律で定めておると言うから、それではどこにそんなことをうたつてあるかと聞いたのです。そうい

うことは無いのですよ、あなた。法律を読んでごらんない。職員団体は地域職員団体に限るのだ、そうでなければだめなのだとどこに書いてあります。単に、初めは、その地方公共団体の単位団体を作ることだけをすなおにうたつてあるだけですよ。これでなければならぬという理由はどこに書いてあります。第二は、その当該地方公共団体の中の単位団体の連合体、それをすなおにうたつてあるだけです。地域職員団体でなければならぬというところはこれじゃうたつておられない。どこにそういうことがうたつてあつて、あなたはこういうことを言うんですか、誤りではないんですか。教職員の団体は地域職員団体に限るのだという、そういうことは見解の誤りじゃないのですか、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。今も申し上げた通り、労働組合としての教職員団体というものの存在意義は、団結権、交渉権というものが裏づけされないならば意味ないものなであります。その交渉権を持つ団体は地域の職員団体だということになつております。地域職員団体以外のもので許さないと、書き方ではないというだけでございまして、実質上私が申し上げた通りになつておる、こういう意味でございします。

○米田勲君 文部大臣、職員団体であるが、労働組合であるが、団体交渉権、団体協約権、団体罷業権を持つておることが、これが憲法上正しいのです。完全な姿です。労働者を守るといふ立場からいけば。しかし、日本の現行法はいろいろな形でそれに制約を加えておる。しかし、それは何もあな

たに今さら職員団体は団体交渉権や、あるいは協約権を持たないような職員団体は役に立たぬのだとか、立つとか、そういう議論に発展していきべき筋合いのものじゃないんじやないんですか。そういう議論は今の話とは違ふんじやないのですか。私は第三項に、第一項、第二項を受けて全国的な連合体を作ること法定したことは、積極的に団体交渉の相手方を明示してない。もちろん書面で協約するよりなことも積極的にはうたつてないけれども、この団体の活動を法がやり、一、二項を受けてこの全国的な連合体というものを法が守つておるのだと私は考える、積極的に表現はしてないけれども、だから第三項に位置づけた価値がある。しかしそれは非常に消極的です。この点をもう一度検討してもらわなくてはならない。それから私はあなたに見解をただしたいのであります。今も日本の行政機構の状況が――教育行政機構と云つてもいいです――状態が、第三項を必要とするというところから生まれてきていると思ひ、第一項、第二項はもうあつて、第三項を、これをうたわなくては、ことさらに結社の自由があるのだから、いいものをわざわざここに加えたというところは、日本の教育行政全体の実態からみて必要があるということを考えて積極的にうたつたものである。しかし、その権利等については消極的な表現がとられておるにすぎない。こういう主張であります。そこで、文部大臣に次に尋ねますが、単位職員団体は、これは市町村教職員組合、具体的に言うなら、それから単位職員団体の連合体、これは都道府県

教職員組合。この単位団体である市町村教職員組合は、もちろん勤務条件や給与その他の問題について、当該公共団体、つまり市町村教育委員会や、市町村当局者と交渉をします。これは法がきめておる。都道府県の連合体は都道府県の教育委員会並びに都道府県知事と問題について交渉します。これは第二項に明示してある。ところで教職員の団体がこのように市町村教育委員会、市町村当局、都道府県教育委員会、都道府県当局と交渉をしても、なおかつ十分に問題の結論が得られないことがないかどうか。交渉の結論を出すにはあまりにも権限がなさすぎるとする条件はないか。そこで、すべての給与や勤務条件や勤務時間等のことが交渉の相手方である当局が、団体交渉の当事者の能力を持つておつて、十分に結論を得られるような行政機構になつておるといふことをあなた方は主張するかどうか。私は必ずしもこの主張があつても、その残余の分は大なり小なりどうしても結論を出せないもの、解決のつかないもの、解決してはならないものがあるというふうに主張します。そういうことがあり得ないかどうか、文部大臣の見解をただします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。民間団体と違いますから、公務員である立場の労働者でございしますから、交渉だけですべてが解決するものではむろんないと思ひます。それは公務員である関係から当然の制約でやむを得ないことと心得ます。○米田勲君 これは別な角度から質問する場合に、あなたの言つておることは一方的だといふことを言ひたい。私

は現在の都道府県や、市町村の財政や行政権の実態からみて、職員団体と交渉しても直ちに任意な自分たちの判断では改善しようと思ひしても結論を出せない問題が数多くある。実態としてある。それをお認めになつたようですが、その理由はすべて公務員であるがためですか、もう一度お答え願ひたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。公務員でありますから申し上げるまでもございせん。国または都道府県、市町村の条例、予算等によつて決定される範囲が非常に多いわけですから、交渉によつて解決し得る範囲は比較的少ない。これはもう公務員なるがゆえの本質的な、何と言いますか、制約であらうかと思ひます。

○米田勲君 文部大臣の今の答弁は私は納得します。初めて。教育公務員であるという立場から都道府県や市町村ではとうてい結論の出せない問題が数多くある。国にもかかりを持つておるというところをあなたは認めておる。そういうことをあなたに認めておる。そのいたしますと、法律は日本の国内法の立場、今ILO条約の批准などを全部抜きにして、現行法では五十二條一項で市町村の当局、二項で都道府県の当局と交渉をしても、なおかつ公務員であり、行政や財政の機構上全体の問題にかかわつてその結論を得なければならぬものがあるということとを認める限り、残つた問題ですな、残余の問題はこの職員団体は一体どこへ訴えればいいのか、あなたはそれをどこへ訴えろと言ひますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。その残余の問題は政治課

題でございまして、行政そのもの
だと思ひます。

○米田勲君 それはおかしいではない
か。大体、日本の憲法のある限り、法
律を抜きにして、常識的に考えても、
働いているものの勤務条件や給与や、
あるいは勤務時間等の問題で法に定め
られた当事者と交渉をしないと言
うからやってみた、しかし、それはそ
こだけに権限があるものでなかったと
いうことがわかった。都道府県当局に
もやつてみたが、そこではどうして解
決のつく問題でなかったというとき
は、これは働いている職員団体の人た
ちは当然それにかかわりを持つてお
る代表者のところへ事情を訴えにくる
ことは常識ではありませんか、近代国家
においては、それは団体交渉と名づけ
るか何かは別にしても、どうしても解
決のつかない問題を、それに大きくか
かわりを持ち、行政的にも重要なウ
ェイトを持つておる人のところへその
問題の事情を訴え、改善策を訴えるた
めにくるのには当然でありませんか、こ
の点はどうですか。すべて政治問題と
して片をつけるというのは言い過ぎで
はありませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申
し上げます。二十八条に保障する意味
合いの勤労者の団体という限りにお
いては、今問題になっております点に
ついて、交渉相手と法律上きまつてお
りますその相手と交渉をやつて片づく
範囲以外のものは直接交渉によつて解
決すべきものではない、そういう筋合
いのものでないということを予定して
制度ができておる、そういうことと思
ひます。

○米田勲君 法制局長がおればここで
見解を聞けるのですが、いないけれど
も。文部大臣、日本の法律で、憲法に
保障されておる基本的な権利をある程
度制約しようとする法律は、すべて
その最低限度を規定してあるのです。
すべからず最低限度を規定してあるのです。
これはもう何人もそれを認めるはずで
あります。憲法に保障してある国民の
基本的権利に抵触をし、これに制限を
加えるような法律を出す場合には、必
要最低限度の線を示してあるのが日本
の法の建前でありまして、いかがです
か。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申
し上げます。もちろんそういう趣旨と
思ひます。

○米田勲君 だから、私の言いたいこ
とは、最低限度のことを規定してある
という立場を理解するならば、法律に明
記してある単位団体は市町村当局、そ
してその連合体は都道府県当局、第三
に規定してある法律が認めておる全国
的な連合体は、最低限の規定によつて
この交渉に應じられなければならないこ
とを、都道府県、市町村当局には拘束
を加えておるが、しかし、この第三項
の示された全国的な連合体の職員団体
は、文部大臣が教育行政上、または教
育財政上、法律の上からいっても、政
令の問題からいっても、あるいは文教
予算を充てる立場からいっても大い
にかかわりがあるだけではないに、重
大な影響がある立場にあるあなたに、
残余の問題を職員団体の人々が訴えて
くるのが、法律はそれを認めておら
ないというふうに断言をするのは、日
本の基本的権利に対する制約を加えて

おる立法の一貫した立場を否定して
おる主張になりませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申
し上げます。私が団体交渉の相手方
でないからお会いしないというのには、あ
くまで憲法二十八条に基づくところ
の労働組合という団体としての日教組
について申しておるので、事実問題と
して陳情等のごときは当然国民はだれ
でもやる、そういう陳情の形において
の意思表示を聞かない、いまだかつ
て言つたことではありません。

○米田勲君 これは交渉といふ、陳情
といふ、その人の主観がだいふ働きま
すから、あなたは陳情と言つたが、この
陳情は私は何だかわかりません。今論
じていることは、あなたは日教組の代
表者とは会わない、会わないと言つて
一切拒否している。だから、そういう
あなたの立場は、私が今あなたに主張
をしておる考え方からいって、重大な
あなたは責任を持ち権限を持つておる
立場の人だから、未解決の問題をあなた
のところへ来て訴えろということ
は、法律がこれを禁止してないならば
りでなく、法律の精神からいって、積
極的にあなたに話を聞き、現場の事情
を理解をし、国の財政その他の問題を
勘案して解決のために努力するといふ
立場の人であるはずなんです。私は当
然あなたは積極的にそういう立場をと
るのが、この職員団体の問題を規定し
た施行法の立場だと主張している、私
はここで念のために言つておきます
が、労働組合法にいうストライキ権を
持つたり、労働協約権を裏づけたりす
る団体交渉をあなたはしなければなら
ぬのだとは一言も言つてない、いいで
すか、そういうことは言つていないの

ですから、その立場からいって、あな
たは当然会つてその訴えを聞き、積極
的にその正しい主張、現場の事情が、
教育の効果を上げるのを阻害してお
るという事情がわかれば、それを解決す
るために努力すべき立場にあるので
はないか、しかるに完全にこれを拒否
しておるのには法の建前ではないので
はないか、こういうふうに私は考える
いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申
し上げます。中央交渉、団体交渉等と
いうことを離れて、会うか会わないか
という問題は、毎度申し上げてお
るまいに、事実問題であつて法律上の
問題ではないと思ひます。

○米田勲君 その次にあなたの言いた
いことは、会うか会わぬかおれの自由
だ、勝手だ、だから会わぬのだ、こう
いう論をいつも使つて、しかしあなたは
文部大臣なんですよ。あなたが日本の
教育を伸展させようとするのに、だれ
に働かせなければならぬですか、あな
たが日本の教育行政を、あなた一人が
この建物の中でぐるぐる舞いしても
日本の教育は進まない、あなたが考え
る日本の教育を進ませるために、だ
れに最もよく働いてもらわなければなら
ぬですか。あなたどう考えているの
ですか、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申
し上げます。それは何といつても現場
の教師諸君の働きに待たざるを得ない
ことと思ひます。

る教師といふのは毎日授業をやつて
いるのです。朝から晩まで教育をやつ
てゐる。そんな者が、話があるからと
いつて、みだりに文部大臣のところに
やつてこれらたら国の教育はどうにも
ならなくなるでせう。だから、私は
その代表者を少数選んで、そしてその
代表者が意見を代表し実情を訴えるの
を、代表してあなたのごときになるの
が正しい、当然であるべきなんです。
そんなにみんな各種の学校から教
壇を捨ててあなたのごときに陳情にこ
られたら困る、そうではないですか。
そういうこともないことならやしま
すと、また、そういうことが起こつた
ら困るようなことならあなたは応ずる
という。なぜ、それに應じられるよう
な気持があるなら、それらの代表者が
現場の人たちの意見を代表してあなた
のところへこようとしてゐるんだか
ら、その代表者と虚心たんかひに会つ
たらいいではないですか、法律もそれ
を禁止してゐない。あなたが、ほん
とくに第一線に活動している教育者が
真剣に活動してくれなければ日本の教
育が前進しないというなら、それらの
教職員代表者が会おうといつて問題
を訴えて来るときに、法律がどう
なつてゐるとか、こうなつてゐるとか
言つて拒否しておる態度は積極的な態
度ではない、少なくとも。私は、あな
たが他に政治的な意思があるなら別で
すよ。純粋に考えて当然そういう態度
をとるべきだ、こう思ふのですが、あ
なたの従来とつてきた態度をこれを更
更し、再検討する意思はありません
か。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申
し上げます。今まで申し来たつており

ますことは、日本の憲法、教育基本法、あらゆる法律制度に基づいての当然の帰結を申し上げておるにすぎません。労働組合である本質を持つところの教職員団体、また全国団体にそれが連合されました日教組という団体の意思というものは、あくまでも私は地公法に法定しておるところの事柄について、団体の意思しかあり得ないと思ひます。そのことならば、すでに法律に定まっておる通りに、申し上げるまでもなく地公法でもって相手方がきちんと定まっておる。そういう制度に基づいての話し合いの結論が私は都道府県等から出てくるという姿が最も正しい姿だと思ひます。制度上の。また、文部省として、末端に教育行政の趣旨を徹底しますやり方も、法律、政令、省令等もろろございまいしょうが、具体的な措置については教育委員会を通じて、あるいは教育長を通じて各学校長に伝える。そして学校教職員に伝えるというやり方でやりますのと、往復同じルートを通じて正規の意思決定をはかることが本来の筋道と思ひます。そのほかに、事実問題として個々の教職員が意見を述べられることもございまいしょう。あるいは研究団体が研究成果を文書等にして陳情という形で出しておられることもございまいしょう。そういう御意見を聞くことは私はいささかも拒否する意思はございません。労働組合であるならば労働組合本来の相手方との話し合いを通しておやりいただくのが建前だ、こう思っておるのであります。

よ。法律にきめてある。五十二条の一項、二項はそれぞれその当局と交渉することを規定している。その規定では問題が解決つかないことがたくさんあるというのをあなた認めてゐる。その解決つかない問題、あなたの見解において、それは政治問題から政治家にまかしておけ、あるいは行政をやっている者にまかしておけと、こう言いたいかもしれないが、ほんとうに日本の教育のまじめな前進を考えると、それらのことを訴えにくる代表者と、法にきめてあるいいないにかかわらず積極的に会って話し合いをする。話し合いをすることが交渉と名づけられるならそれでいいでしよう。そういうことが正しいのではないかと、あなたが論議をもつてすれば、市町村教育委員会と交渉をする単位団体だけでいいのです。なぜ都道府県教職員組合という連合体を法律は認めたらですか。あなたの論議をもつてすれば政治問題であり、行政のルートを通してやればいいんだ、そこで未解決なら連合体の団体が交渉をする権利を法定されたのはどういふわけですか、どういふふうに解釈しますか。

○米田勲君 文部大臣、話があなた、とにかく堂々めぐりで、どっかへくると垣根を破って外に出る、だめです。法律にきめてある。五十二条の一項、二項はそれぞれその当局と交渉することを規定している。その規定では問題が解決つかないことがたくさんあるというのをあなた認めてゐる。その解決つかない問題、あなたの見解において、それは政治問題から政治家にまかしておけ、あるいは行政をやっている者にまかしておけと、こう言いたいかもしれないが、ほんとうに日本の教育のまじめな前進を考えると、それらのことを訴えにくる代表者と、法にきめてあるいいないにかかわらず積極的に会って話し合いをする。話し合いをすることが交渉と名づけられるならそれでいいでしよう。そういうことが正しいのではないかと、あなたが論議をもつてすれば、市町村教育委員会と交渉をする単位団体だけでいいのです。なぜ都道府県教職員組合という連合体を法律は認めたらですか。あなたの論議をもつてすれば政治問題であり、行政のルートを通してやればいいんだ、そこで未解決なら連合体の団体が交渉をする権利を法定されたのはどういふわけですか、どういふふうに解釈しますか。

○米田勲君 文部大臣、話があなた、とにかく堂々めぐりで、どっかへくると垣根を破って外に出る、だめです。法律にきめてある。五十二条の一項、二項はそれぞれその当局と交渉することを規定している。その規定では問題が解決つかないことがたくさんあるというのをあなた認めてゐる。その解決つかない問題、あなたの見解において、それは政治問題から政治家にまかしておけ、あるいは行政をやっている者にまかしておけと、こう言いたいかもしれないが、ほんとうに日本の教育のまじめな前進を考えると、それらのことを訴えにくる代表者と、法にきめてあるいいないにかかわらず積極的に会って話し合いをする。話し合いをすることが交渉と名づけられるならそれでいいでしよう。そういうことが正しいのではないかと、あなたが論議をもつてすれば、市町村教育委員会と交渉をする単位団体だけでいいのです。なぜ都道府県教職員組合という連合体を法律は認めたらですか。あなたの論議をもつてすれば政治問題であり、行政のルートを通してやればいいんだ、そこで未解決なら連合体の団体が交渉をする権利を法定されたのはどういふわけですか、どういふふうに解釈しますか。

○米田勲君 文部大臣、話があなた、とにかく堂々めぐりで、どっかへくると垣根を破って外に出る、だめです。法律にきめてある。五十二条の一項、二項はそれぞれその当局と交渉することを規定している。その規定では問題が解決つかないことがたくさんあるというのをあなた認めてゐる。その解決つかない問題、あなたの見解において、それは政治問題から政治家にまかしておけ、あるいは行政をやっている者にまかしておけと、こう言いたいかもしれないが、ほんとうに日本の教育のまじめな前進を考えると、それらのことを訴えにくる代表者と、法にきめてあるいいないにかかわらず積極的に会って話し合いをする。話し合いをすることが交渉と名づけられるならそれでいいでしよう。そういうことが正しいのではないかと、あなたが論議をもつてすれば、市町村教育委員会と交渉をする単位団体だけでいいのです。なぜ都道府県教職員組合という連合体を法律は認めたらですか。あなたの論議をもつてすれば政治問題であり、行政のルートを通してやればいいんだ、そこで未解決なら連合体の団体が交渉をする権利を法定されたのはどういふわけですか、どういふふうに解釈しますか。

ならずべきことではないと思います。しかし、ならば、事実上会って話を聞いたらいいじゃないか、そのことを拒否するものではないでしょうか。しかし、私が教育の末端のことを知る知らないというところは私の非常に不徳のいたすところでございますが、これを補うものには行政組織がある。文部本省にもそれぞレベランがそろって内助をせられ、建前になっておる。それをまた内助をする意味においては、地方行政組織がございます。それに協力をする学校長ないしは教頭等の管理職がございます。それらを通じまして、日教組から話を聞くよりも、より正確な確実な資料が十二分に集まる仕組みになっておる。それが第一義だろうと思います。さらに足らぬところ

の政治課題は、国会で御指摘願って、改むべきところは改めていくという機会を最終的に与えていただく、それで私は十分だと心得ます。そのほかに、事実問題として参考になるようなことを聞かしてもらいたいことをこぼさうとは思いません。

○米田勲君 あなたのような論をする立場であると、職員団体なんて要らないんだ、交渉する職員団体なんて。行政機構がらっぱにある。何のために職員団体を法できめて、交渉する権利、書面で協約する権利まで職員団体に与えておけるのか。あなたの論をもつてしたらそんなものは要らない。ちゃんと政治家もいる、行政機構も完備しておる、それでいいはずだ。それではうまいから、よりよく現場の事情をそれらの行政に反映させるためにそういう道が開かれていくのが、職員団体の法定されている理由ではないか。それがはしなくも第三項に至って、積極的にあなたと交渉しなければならぬというたつてないという理由だけで、当然聞くべきあなたの立場であるのに頑迷に拒否しておる。これは何としてもあなたに考え直してもらわなければならぬ。

次に、もう時間があまり過ぎて恐縮なんです、私は、一体あなたはこういうことをどう考えますか、法治国家では、憲法や法律等に基づいてお互いが行動をする、そういうことが正しいことはもちろんです。しかし、法律にきめてない、政令でもうたつてない、規則にもないが、長い間われわれが慣行として、慣例として、または先例としてやってきたようなことを尊重していくという立場は大切なものではあります。

せんか、どうですか、あなたはどう思っておりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。慣行、慣例のいいものは踏襲すべきだと思います。悪いものは改むべきだと思います。

○米田勲君 その悪い、いいが、あなたの独善的な判断で定められていいのかどうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。独善的であつてはむしろいいけません。法律、制度に従つて判断すべきものだと思います。

○米田勲君 大体慣行や先例は、法律などに規定してない場合の語でしよ。法律に規定してない場合は、法律を見ればはつきり出ている。法律やその他のものにはつきり定められていないけれども、長い間そのことが先例として、慣習として、慣行として行なわれてきたというものは本来尊重すべきものなんです。この議會だつてそうでしょう。国会法できつちつと定めてあるほかに、われわれが長い間積み重ねてきた慣行とか先例、そういうものを尊重して国会の運営をすることが大事でしょう。それと同じように、私は国家の相互間でも、個人の相互間でも、団体の相互間でもそうだが、法律だけを振り回して、法律以外のことは一切まかりならぬという立場ではなしに、今まで長い間行なわれてきたこと、そのことを十分尊重してやるといふ必要があるんじゃないかという立場を私は持つておる、あなたはどうか知らぬが、あなたに聞くが、日教組という団体は昭和二十二年に生まれたのだ。それ以来、歴代の文部大臣が相当かわりました。文部大臣で日教組と、話し合

いであろうが、交渉であらうが、陳情だけであろうが、それは私は聞いてませんよ、いわゆる団体交渉権というその交渉でなしに、法が途中で変わりましてたからね、交渉しているでしよ、歴代の文部大臣は、ただ一人、歴史的なのはあなたです。たぐさんの文部大臣が歴代にわたつて日教組と話し合ひをしてきている。それは、ときには紛争を起こしたこともあるでしよ。しかし紛争を起こして、マイナスだけではなかつたはずだ。それは歴代続いてきたことだからいっても、私はそのことが言えると思う。それをあなたの代になつてから、頑迷にびしつと切つてしまふ。あなたに言わしたら、それは悪い先例だから、悪い慣例だから切つたのだと言ふかもしれない。しかし、あなたはそういう頑迷な立場でなしに、もう少し自分の先輩である歴代の文部大臣が、だれ一人としてあなたのような態度をとらなかつたことをどういふふうに考えているのか。なぜあなた一人だけが、私に言わすと、独善に頑迷に交渉を受け付けない、会うのはきらいだと言わなければならぬのか。歴代の先輩の文部大臣の交渉に應じた態度を、どうあなたは判断しておるか、それを聞いておる。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。日教組と交渉せねばならぬことにはないから会わないのであります。従来、交渉に應じた大臣があつたことも承知いたします。それは事実問題として陳情を聞くということであつたかと思ひますが、それはその人々のそのときにおける判断によつて、そういうことをしたということであつて、私の判断によるならば、日本の

教育のあり方からいって、日教組との交渉などに応ずることそのことが、法律、制度の趣旨に反する。また、事実上今の段階で目にかかつて話をするなどというものは必要でない、むしろ有害だと私は判断をしておりますから、お目にかからないだけでございませう。

○米田勲君 私は、あなたの判断はわかつておる。耳にタユができるほど聞いておる。あなたの以前の先輩の文部大臣が、だれ一人として在任中に日教組と交渉に應じないと言つた人はいない。それは回数が多い少ないはあつたでしよ。だれ一人として、あなたの先輩はそういう行動をとつた者はない。それはなぜだといつて聞いています。なぜか。あなたはそれをどう思っているか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。今までのそういう事例は聞いて知つております。その現場は知りませんけれども、会つてみて何にもならなかつたということがあるというところが一般の通例であつたように承知しますから、そういうことなら、ことさら先例になすんでお目にかかる必要はなからう、こう思つておるのであります。

○米田勲君 文部大臣、それから自民党の人たち、僕は先ほど冒頭に言つたように、文部大臣が、いろいろ事情が起つてきたから再検討してみたいという一言を言うなら、私は一分間で質問をやめる。だから途中で茶々を入れたいで、僕は真剣になつて、文部大臣に反省を求めている。待つてもらいたい。文部大臣、あなたは私が聞きたいことに、今率直に、すなおに答えよう

としな。ふしぎではありませんか。歴代の文部大臣が、だれ一人として行なわなかつたことを、あなた一人だけがやってる。そうしてその交渉したことによつて何の弊害が一体起つたという、そういう事実があるかどうか。あるなら私は聞きたい。それは、ときには言い合ひをして大声になつたことはあるかもしれない。しかしそのために何が起つたか。私そういう文部大臣が歴代にわたつて、前には、法律上権利があつたときは別です。途中から、権利がなくなつてからは慣習として交渉に應じてきた。それは私は非常に大事なことだといふ主張をした。これは公の秩序または善良の風俗に反しない限り、慣習は法令の規定により認められたるもの及び規定なき事項に関するものに限り法律と同一の効力を有するといふこととさ言われておる。だから私は文部大臣に、自分だけ判断をしておることが正しいと今まで考えられていたでしよ、この場合ILO条約も批准することであり、予算を組んだ際に現場の事情もほとんどわかつていない事情もあり、あるいはまた職員団体が法に定められた当局とそれぞれやつても、大かたのものは問題が片づかない事情にもあるし、長い間の慣行でもあるから、この場合、日教組の代表と会わないという態度について、もう一度検討してみますという弾力のある態度になれませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。私は当たりまえのことをやつておると思つておるのであります。会わないといふことは、これは当然のことだと考へて今日に参つております。米田さんのせつかくのお話

でございますけれども、再検討せねばならないということは私にはよく理解できないのであります。

○米田勲君　私は、だいぶ時間も経過してありますが、最後に、文部大臣はわれわれがこれほど長きにわたつてあなたの態度について再検討をしてほしいという希望をるあらゆる角度から今まで主張し続けてきておる。しかし、あなたは終始一貫、頑迷固陋に今の言い方を通しておる。そんなことで日本の教育が前進できると思つたら大間違ひである。あなたはいたずらにトラブルを好んでおる。また話し合ひで問題を解決していくというより、相手方とトラブルを起こすことだけを考

えておる。それがあなたの今の態度だ。日教組と積極的に話し合いをする、話し合いによつて問題を解決するといふよりは、警察官を使つて引きずり出したり、会わないと言つて頑迷に拒否したりしておる。そういう対立状態の中に、そういう紛争の中に日本の教育は前進するわけがない。私は断じてそのことを主張しておく。この文教委員会のある限り、あなたが文部大臣である限り、私はあなたと頑強に戦つていくつもりだ。こういう文部大臣のある限り、日本の教育は前進しない。争いは今後も長く続く、そのことを断言しておく。以上で質問を終わります。

いますから簡単に御質問をお願いいたします。

○千藤千代世君　文部大臣にお伺いいたしますけれども、今まで歴代の大臣が日教組と会った、会ったけれども何も効果がなかったと、こういうことをおっしゃいましたのですけれども、具体的に、それでは日教組が達成されています昭和二十二年六月八日以来お勤めになった大臣の一人々々について、どういう話し合いがあつて、その話し合いの中から何も出なかつたという結論をおっしゃって下さい。私はお話し合いをしてよりよい効果をたくさん上げてきた幾多の事実によつてこれを反駁したいと思ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。一々私は会われたときの様子を調べたわけではございませんから、ただ、だれに聞いたとも覚えないうようなことでございますけれども、様子を聞いたことはあります。その結論的なことは、何にもならなかったという感想を聞いただけでございます。

○千葉千代世君 それはどの大臣からお聞きになりましたか。そういうふうにお聞きになったことをおっしゃられては困るのです。たとえば田中耕太郎文部大臣と会ったときにはどういふ話し合いがあつて、どういふ効果があつたかというこゝと、あるいは免許法の改正、給食法の問題等々たくさんのお話し合ひしたわけです。それで幾多の成果を上げているわけです。ですから、大臣がどの前大臣からお聞きになつて何にもならなかつたとお考えになつたか、そこをはつきりおっしゃって下さい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。今申した以上のことを格

別存じませんけれども、ただ、以前は文部大臣が団体交渉権もしくは団体交渉の責任を持っておった時代があったと思います。そのときには、これは当然お目にかからなければ法律違反、お目にかかった以上は団体交渉権を持った同士の話し合いですから、何が成果があったはずと思います。もしなかったとすれば、なかったことがおかしいぐらいじゃなからうか。そうでなく、なつた以後のことをばく然とながら聞いてみますと、具体的に成果が上がらなかった、その成果が具体的に残っていないというふうに聞いているのです。

○千葉千代世君 それは大へんなあなたの聞き違いかどうか存じませんけれども、それをおっしゃった大臣の名前を具体的にあげていただきたいのですが、そうでございせんかと、ただ文部大臣が御自分のおっしゃることを有利に展開するために前大臣を引き合いに出して非常な迷惑をこうむると思うのです。ですからぜひ具体的にお願いします。でなければ今までおっしゃったことを取り消していただきたいと思ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げますが、それぞれの大臣に一々お目にかかつてお尋ねしたわけではむしろございません。文部省内で、事務局に様子をばく然とながら聞いてみまして、今申したように感じておるわけであります。のみならず、先ほど来申し上げるような意味合いにおいて慣行とおっしゃいますけれども、慣行にも踏襲すべきものと踏襲しない方がかえっていいんじゃないかということと二種類あろうかと思ひまして、私は後

者に属するものと心得ておるのでござ
います。

○千葉千代世君 大臣、うそをおつ
しゃつては困りますね。先ほどは、前
大臣から聞いたけれども何にも効果が
なかった。今は文部当局の事務官僚か
ら伺つた中にそういうことがある、こ
うおつしゃつたわけですね。どちらが
ほんとうでしょうか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。先ほどお答えした語尾ははつきりしなかつたせいかと思いますが、前大臣に聞いたとは申ししております。だれということを記憶しないぐらいのばく然たる相手方に聞きましたと、こう申し上げました。事務当局から聞きましたと申し上げましたのですが、それがそうなのでございます。

○千葉千代世君 昭和たしか二十一年の十一月だと思ひましたけれども、マッカーサー司令部に幣原當時の首相が呼ばれて、そして労働組合の促進、教育の民主化あるいは婦人の参政権等々について日本側に提示したわけですね。それを受けた幣原首相が當時の閣内で相談し合つて、この中には占領當時としていろいろ条件があるけれども、特に戦前の労働者がばらばらで、一人々々の力ではとても自分を守つていくことはできない制度の中にあつた。戦前からいろいろ労働運動があつたけれども、これも封殺されておつた。だから占領下であつて占領軍としての勧告ではあるけれども、日本の労働者が一人々々權利を主張しておつて幾多の辛酸を経た結果もあるのだから、これは労働組合の促進あるいは教育の民主化、そういう点で大いに自分たちは日本の民主化のために尽くすという約束をし

たわけです。その戦前からの勤労者の意欲とそのような勧告と、それからいろいろの情勢が相待って、日本の進展のためにはどうしても労働組合の促進をしなければならぬ。教育制度についても幾多の民主化をはかっていかなければならぬ。こういう観点から発すればならない。こういう観点から発足して、そして団体交渉権を持ったけれども、それは大臣の言われる通り、正式な団体交渉権を持ち、団体協約を文部省と結んだ。その結んだ中にたくさんある条項はございましたけれども、昭和二十四年でしたが、御承知のように政令二〇一号が出て、団体協約というものはこれは無効にするけれども、そのかわり人事院というものを置いて、公務員の問題については全面的に政府がこれを取り入れて、よりよい労働条件を作って、給与の問題についてもその通り、こういうことを約束されたし、日教組と結んだ団体協約の中で、福利に関する件、休日の問題であるとか、あるいは産休の問題であるとか、こういう教員の福利に関する件についてはこれを残しておいて、そうして交渉を続けていく。ストライキ権はなくなったけれども、そのかわり、これこれの条文については幾多の覚書もあったはずなんです。その後、団体協約がなくなつて以後の文部省との交渉の中で、免許法の問題一つを取ってみても、当時、剣木さんがいらしたはずですが、これは大臣、次官と七十回ぐらい交渉していらつしやる。そうして非常に押しつけられた免許制度、不法なものをだんだんよくして現場に出していく、それには現場の意見を聞くようではないか、たくさんの方々の現場の人たちから意見を取って、それで中学校

については「科目しか出さないのを二科目にしよるじゃないか、たとえば師範学校卒業したものについては、そういうふうなこまかい問題についてずいぶん改正されていったわけですね。あるいは給食法につきましても、これはやっぱり農林省の食糧関係と文部省の関係でいろいろな問題があったけれども、とにかくにも現場の子供たちがおなかをすいておる。あるいは食生活の改善、あるいは体操の先生については加配米をよこせ、というところか、あるいは話し合いを続けてたくさん成果を上げておる。賃金の問題でも、御承知の通り最低六百万の保障給の問題から発展して、その当時は地方々々でも結んだ給手の問題についても、ですから、そこはこまかい問題については、そういう点についても、文部省では地方の実情と照らし合わせて、特別不当のものについてはどうしようではないか、文部省にその権限はないけれども、皆の意見を聞いて大蔵当局に對して義務教育の負担分をどうしようとか、それから全部国庫負担から半分負担とこうなった。こういう推移の中でいつも文部省は真剣に交渉に応じて下すつた。私も現に昭和二十年から、田中文部大臣から歴代の文部大臣にお会いいたしました。一生懸命なるあまり、やはり議論は沸騰することもございました。腹の底には、お互いに日本の教育をしようとして立つんだという意欲というか、気力というか、あつて、そういうものについてはお互いに真剣に話し合つていったわけですね。大達文部大臣から少しおかしなやつていったわけですね。非常に御不幸にもな

くなられたのですが、いろいろ考へていった場合に、やっぱり人の気持を率直に聞いて、謙虚に聞いて、この問題はこうだからと、一つの問題をとらまえてあらゆる角度から検討しなければ、日本のどんな文化も進んでいかないうことを私は考へる。特にその省の責任の地位に当たるものは一人々々の教員の気持というものを、文部大臣は文部省の中で電波探知機か何かで全国六十万の先生の胸の中で思つてゐることをばつぱつとつかれば別ですけども、まだそこまで発展してない。そうすれば、やはり持つてゐる氣持を一人々々が出し合つて、それを学校の先生方の代表なり、郡の代表なり、県の代表なり、これらがまとめて、そして陳情するなり、交渉するなり、名前はどうでもつけようです。とにかく話し合いをして前進していかうという、こういう姿勢がない限りは、私は日本の教育者というものは非常に気の毒だと思つてゐる。自分たちの考へというものが、大臣のおっしゃる通りに、職制を通してだけしか言われないというのでは、戦前と何ら変わりがない。私たちは戦前の教育会に入つておつて、そして教育会の總會がありまして、校長先生が委任状に判を押さない、こゝ言われるのです。校長先生、教育会の總會で何かございましたら、ようわかるところが、それでは日本の教師一人々々がほんとうに教育を達成する道ではないかというのを悟つたがゆゑに、自分の権利を主張することは人の権利を守ることである。権利を主張することは当然義務が生ずることはあたりまえ

のことであつて、そうした相関関係の中でお互いに真剣に取組んでいく、そういう姿勢で絶えず切磋琢磨していただくということで、そして教育の前進があるのではないかと。こういうことで私たちは大衆の意思を結集して文部大臣と話し合ふということがぜひ必要である。特に文部大臣が再三言われるように、現場の一人々々の先生は大へんいい先生だ、けれども、日教組は氣に食わない、こういうわけですね。そのいい先生がお互いに選んだ代表が悪いというはずはないですよ。どうですか、おかしなところありませんか。私は時間がなからやめたいと思つてますけれども、聞いておつて非常に情ないと思つたのは、話し合いをして何も効果が出なかつたというのを放言するといふことは、私は非常に不見識であると思つてゐる。どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 回答申し上げます。先ほど申し上げました通り、団体交渉の立場にあつた制度のもとにおいては成果が上がつたはずであります。それはそういう制度のもとにお互いの権利と責任を持つて交渉したわけですから。その後は、その制度が変つた以後におきましては団体交渉でできるはずがない、きめちやいけないうことになつておるわけですから、成果が上がるはずがない、そういう意味において私は具体的に何が残つておるかまづびらかにいたしておらないのであります。大部分の先生はりつぱであるところでもかたがた信じております。私の郷里の狭い範囲でありますけれども、それだけを見ましてもそれをかたく信じます。日教組とそれを区別しておることはおかしとおっしゃいますけれども、私は毎々申し上げましたように、共産党が三千人以上もおつて、地方々々の幹部として活躍しておるそのことは、ほめたことではなからうと感ずる一人でありまして、ことにいろいろな問題につきまして文部省を敵だとして話し合ふといふ言ひばなしのままでも、その氣が知れない、どういふことだろうかと、むしろ私は不思議に思つておるものであります。事実問題としてお目にいかるといふことは、今としては適切ではあるまいと、かように考へておる次第であります。

○千葉千代世君 私はそれでは資料を要求したいと思つておつたけれども、歴代の文部大臣と日教組が、交渉なり話し合ひなり、何でもつけようです。とにかくお会いして話し合つた内容とその後の成果の進展について、これはぜひとも初めから出していただきたいと思つてゐます。というのは、団体協約がなくつた以後の文部大臣との交渉の後に私たちはたくさん成果を上げてゐると思つてゐる。ですから、五十万の教師たちは一緒になつて、これはやはり自分たちの責任をお互いに明らかにしていくためには、いろいろな教育の実情を出し合つていく教育研究集會が持たれてゐるし、交渉の中でも数々出されてゐるわけですね。だから、それを具体的に現わしてほしいというのを、よろしくごさいますね、これはぜひ出して下さい、あなたは出す責任がございまして。○国務大臣(荒木萬壽夫君) 回答申し上げます。格別具体的な成果が上がつて残つておるものはないように私は承知しますが、これは以前からのことを知つております事務当局でないとかわらないので、必要ならば事務当局からお答えさせていただきますと思つてゐます。

○千葉千代世君 各歴代の文部大臣とお会い下すつて資料をやはりはつきり出して下さい。文部官僚の方もやはり変わつていらつしやいます、そのときの風潮によつて都合のいいことを言われる人もございまして。指摘してもよろしくごさいます。ですから、やはりそうではなくて、文部大臣のずつと生きていらつしやる方々、清瀬さんでもよろしいし、全部お会い下すつて、これこれこうであつたといふことをしつかり書いて出して下さい。そうでなければ承知できません。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ある限り資料を作つてお出しいたします。

○千葉千代世君 私の申し上げたのは、歴代の文部大臣とお会い下すつて、何月何日までではわからないでしよるけれども、大体どのくらい、何回くらいお会いになつてどういふ話し合ひがあつて、その後どうなつたかといふことについて出していただきたいと思つてゐます。よろしくごさいます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) できるだけ御要望に沿うようにいたします。

○千葉千代世君 もう一つ、もうこれで終わりますが、労働賃金の件ですけれども、たとえば東京都には都労連と申しまして、東京都労働組合連合会といふのがございまして。日教組が連合組織であつて、今、大臣がおっしゃつたようにに理由がないと、こゝ言ひ。交渉する理由がないとおっしゃる。東京都では、この連合会が労働賃金の三

十年の歴史の中で、これは法律よりも重んじられてきているわけですね。そして歴代の知事はいつも話し合いをして、そして東京都の労働行政についてはもうほんとうに謙虚に胸を開いてお話し合いをして、そしてほとんど都労連については何一つトラブルもないでしよう。りっぱに業績をあげているわけなんです。そういう労働慣行がたぐさんある。ところが今まであつた労働慣行も、さつきおっしゃつたように、確たる証拠もないままに、御自分の主観で、一文化部官僚がこつと言つたからといって、国政を審議するこの当文教委員会において、あまいな自分の考えで、今まで会つて何の話をしても成果は何にもないからやらないと、そういうふうに独断できめていく文部行政というものに對して、私は戦前と同じような、あるいはより以上の何か暗いおそろしい感じを持つものなのです。やっぱり私どもは日本の教育は国民全体のものとしていくと、こういう観点から進めていく、全体のものにしていくためには、その衝に当たつていく教育者の一人々々の考え、意見というものを、これを代表がまとめて文部大臣に申し上げて、みんなはそう思うけれども、今は予算でかくかくだ、制度はかくかくだ、こういう問題が話し合えないで、みずから閉ざしていくということは、これはおそろく世界にも類例がないと思います。私どもが参りました世界教員会議でもそのことは問題になつたのですが、その門戸を閉ざされていくところはやっぱり独裁支配の傾向の強いところとか、植民地主義の中でその国の一人々々の意見が反映しない、すべてにおいてそういう

状態の中では、教師だけが例外で自由とは言えないけれども、それはごく少ない国であるわけです。私はそういう点から考えまして、日本が一番大事な、日本の再建の道が教育だということを考えてみますと、そういう点でやはり門戸を開きましていくというの件については、深くお互い考えなければならぬ。特に文部大臣がいわれのなり理由を取り上げてこれを拒否しているというところについて、これは非常に困ると思ひます。これは要望でございますが、とにかく資料をいただきまして、これはお互いにも徹底的にお話し合いをしたいと思つております。

○委員長(平林剛君) 本件に関する調査は、本日このところの程度といえます。

○委員長(平林剛君) 次に、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を午前に引き続いて議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので発言を許します。

○矢嶋三義君 この法案は工業教員養成に関する内容のものでありますが、この案件を審議するにあたりましては、日本の科学技術行政が日本の政治の中に占める位置、それから日本の科学技術水準が世界のその水準に比していかなるレベルにあるかという位置づけが明確になり、さらに政府の所得倍増計画、あるいはこれに伴う技術者の養成計画が明確にならなければ、この法案の内容が的確に審議できませんので、逐次私は系統立てて審議して参りたいと思ひます。本日は時間が相当伸びておりますから、きょうのところは

文部省と科学技術庁、それから経済企画庁、この三者の方々に居残りいただいて、そこにポイントを合わせてお伺いしたいと思ひます。

まず、荒木文部大臣、池田科学技術庁長官に伺いたいと思ひますが、一九六一年の年頭に当たつて、世界の科学者には、本年こそ人間衛星宇宙船が飛ぶであろうという予言がなされておりました。それがアメリカの手によつて、あるいはソビエトの手によつて先になされるかということが関心事であつたわけでありますが、ロケットの推進力が飛躍的にすぐれているというソビエトによつて、遂に昨日、人工衛星宇宙船ウオーストクが一時四十八分の長時間で見事成功いたしました。このことはわが国の内閣の閣僚である、しかも科学技術関係である所管大臣としては何らかの感想、所見を持ち、今後に対処される御用意があられると思ひますので、両大臣からその感想、所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) お答え申し上げます。米ソの、特にソ連の今度の人間衛星打ち上げに驚異の眼をもつて感動したわけであります。翻つて日本を考えた場合に、およそ及びもつかない遠距離のことのように考えられました。

○国務大臣(池田正之輔君) ソ連が人間衛星を打ち上げるとは、前々から世界の人たちが期待しておりました。しかし、何と申しまして人間が初めて宇宙に突入したこの歴史的な事実、これは人類の科学の進歩の上からいって非常に私は喜ぶべきことだと存じております。ただ、日本の科学技術がこれと比較いたしまして、今、文部

大臣は及びもつかないと言われましたけれども、これは別の角度から申されたことであらうと思ひますが、日本の基礎科学はそれほど幼稚なものではななくて、中にはなかなかつばな学者もいるというところをもつて私は若干意を強うしているものであります。

○矢嶋三義君 お二人ともですね、びつくりして感想はないということですよ。これは相当長い問題で、世界の科学者といふものは重大関心を払つておつた問題ですよ。一國の担当閣務大臣の感想所見としてはまあ落第ですね。町のあんちゃんか何かの感想ならその程度でいいけれども、いやしくも担当閣務大臣としての感想なり所見としては、もう少し内容のあるものを私は期待をしておつたわけですが、じゃ質問を進めます。

そこで、文部大臣に一言同つて、次に、科学技術庁長官へと質問を移しますが、文部大臣、午前中からずっと質疑応答を重ねておりますが、そのためにこの法案の審議というものがこれだけ時間がずれたわけです。それだけ日本が文教政策というものが私はゆがめられていくと思ひます。しかも政治家は信念を持つということは大変でしようけれども、その信念というものはやはり正しいものであり、大かたの国民によつて受け入れられるものでなければならぬと思ひます。あなたが信念居士だということでは私認めません。しかし、午前中からわが委員諸君との質疑応答を聞いておりますと、これは穏やかでないですね。それで私は冒頭にウオーストク、「東方の問題を出したわけですね。ガガーリン少佐は宇宙から地球を眺めているというわけですが

よ。あなたは事実上会うか会わぬかは自分の勝手だとおっしゃるけれども、ずいぶん、それは私は大かたの国民によつて納得されないものだと思う。そして、先ほどから伺つていふと、ずいぶんやつぱり失言の部類に入るものがございますね。それで、申し上げたい、聞きたいことがありますけれども、これは主議題でないから、私は一言だけ何つて次の質問に移りますが、こつちの私は問答が日本の国会で行なわれ、大臣の答弁がまかり通つていくということは私は不思議だと思ひます。ほんとうに嘆かわしいことだと思ひます。どうですか、あなたの今の態度は、国民に許容されているかどうかという点、ある新聞社にでもお願いして世論調査してみたいかがですか。私は先ほど聞いておつて、その結論的な感じを持ったのですが、あなたのおつてが悪いとは言ひませんよ。しかし、きょう午前中からの同僚諸君との応答を聞いて、事実上会わない云々というあの内容は、僕は国民に抽出世論調査をやれば否定されると思ひます。会つてお互いに話し合うことだけはやるべきだと思ひます。あなたはそう思ひませんか。そういう世論調査を新聞社にでも要請する、中立機関に要請する御意思でございますか、それを聞いて、次の質問に移りたいと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) お答え申し上げます。世論調査までも頼みたいとはむろん思ひませんが、私は日本の憲法、日本の教育基本法以下、教育に関する少なくとも法律制度のもの

とに願ひて、当然しこのことを申し
ていると思つております。

○矢嶋三義君 私質疑はそれが目的
でないですから、次に進んで参りま
す。

科学技術庁長官に伺います。あなた
が三月十一日に文部大臣に出されまし
た勧告、あの取り扱い、事後処理が明
確にならないと、次の質問が展開され
ません。それから、この法案に対する
是非の判断もつきません。従つて、先
般、本委員会でも伺つたわけですが、
それを重複しないように伺います。科
学技術庁設置法の十一條の四項に基
づいて、文部大臣に報告を求めました
か、求めませんでしたか、いかがです
か。

○国務大臣(池田正之輔君) まださよ
うな手続はやつておりません。

○矢嶋三義君 長官は、先般、三月二
十八日の本委員会における私の質疑に
対しまして、文部当局がどうしてもわ
からなければ、次の手を考えなければ
ならない、かように答弁をなさつてい
るわけです。あなたは三十六年度を含
めて早急に検討されているわけなん
です。早急に検討されなければならな
い。所得倍増計画に影響を及ぼすと言
われている。そうしてあなた、一月も
たつて、なめられているじゃないです
か、あなたは、荒木文部大臣からもな
められている。閣僚諸君からもなめら
れているじゃないですか。大平官房長
官の午前中のお答えを承ると、まだ閣
議の議題になつていない。先般、経済
企画庁の山下参事官は、まだ見たこと
がないと言つて、三月二十八日に委員
会で答弁しましたね。で、私からしか
られた。あなた、勧告した以上は、貴

かなければ、何ですか、なめられてい
るじゃないですか、それでよろしいで
すか、いかがですか。

○国務大臣(池田正之輔君) 私をなめ
ているような、さういふ不届きな者は
いないと思つております。

○矢嶋三義君 結果として、無視され
ているじゃないですか。それでは、次
の質問をする前に、経済企画庁政務次
官御出席になつてはいますから、
前へ出て来て下さい、お伺いします。
先般、三月二十八日、勧告が出て十七
日経過したおりに、科学技術庁長官に
かつて本委員会に出席した山下参事
官は、池田科学技術庁長官の勧告書は
まだ見たことがない。今初めて見ただ
けだから所見はない、こういう答弁が
ありましたが、経済企画庁では、この
いわゆる池田勧告を検討された結果、
どういふ経済企画庁として御見解を持
つに至られたか、お答え願ひます。

○政府委員(江藤智君) お答えいたし
ます。科学技術庁の方から文部省の方
に勧告が出されましたことにつきま
しては承知をいたしております。で、そ
の内容その他につきましては、科学技
術庁の方と文部省の方とでいろいろと
御折衝中でございますからして、われ
われはその結果を見守つておる、こ
ういふ立場でございます。

○矢嶋三義君 所得倍増計画を立てた
のお宅でしよう。

○政府委員(江藤智君) その通りでござ
います。

○矢嶋三義君 その所得倍増計画を遂
行するにあつて必要な科学技術者の
養成計画、うらはらの関係になるわけ
ですね。そこで、この池田科学技術庁
長官が、設置法の十一條に基づいて勧

告したこの内容というものを検討した
結果、どういふ所見を持つていられる
のか、持たなくちゃならぬでしょう。

○政府委員(江藤智君) 経済企画庁と
いたしましては、所得倍増計画を遂行
する上におきまして、この技術者の数
というものにつきましては非常な関心
を持つております。で、われわれとい
たしましては、所得倍増計画にも明記
してございますように、四十五年の
最終年度までに……

○矢嶋三義君 勧告に対する見解を述
べればよいですよ、時間がかかるか
ら。

○政府委員(江藤智君) お答えいたし
ます。この御説明を申しませんとそれ
にならないわけでございますから、一
応われわれの考えを申し述べまして、
そうして事務的に申ししますか、文部
省とそれから科学技術庁の方とで御折
衝になつておる結果を実は待つて、そ
うしてわれわれの、経済企画庁として
の意見も申し述べたい、こういう段階
になつておるわけでありまして、で、わ
れわれの考へておりますのは、四十
五年度までに大体十七万人という高等
技術者と申しますか、大学卒業程度の
技術者が不足するということにつきま
しては、これははっきりと承知をいた
しており、しかもこれをできるだけす
みやかに充足をすべきであるというこ
とも、われわれとしては強く主張して
おるわけでありまして、ただ、その内容
につきまして、実際に十七万人足らな
いのでございまして、御承知の
ように、それではすぐ技術者をふやす
というわけには、午前中の大蔵大臣の
返事にもございまして通り、これはで
きるものじゃございません。少なくと

も、今増員をいたしましたが、四年先
のことになるわけでありまして、そうし
ますと、十七万人というものは、
現在すでに一万八千人ばかり足らない
のでございまして、そういうものの累積
でございまして、でございましてからし
て、十七万人が足りないけれども、そ
れをすぐ充足するということは實際不
可能である。で、科学技術小委員会の
結果も御承知の通りでございまして
が、これにつきましては、十七万人の
大学卒業程度の者が足りない。その
うちで、少なくとも大学の卒業者とい
うものは、七万人はどうしても充足
せなければならぬ。問題は、この七万
人と十七万人との間をどういふふう
に持つていくかというところが、たゞいま
問題になつておる点だと私は思つてお
るのであります。その点につきまして
は、教員の増員もございまして、し
あるいはいろいろな設備の増加もござ
いまして、でございましてから、ここ
は技術的にいろいろと技術庁と文部省
との間で検討していただく、そうして
その不足分は大学卒業以外の者で、い
ろいろな教育、訓練、現在そういうこ
とも行なわれておるわけでございます
から、そういうものによつてどう補充
されるかという点を検討して、われわ
れの意見をはつきりとさしたい、かよ
うに考へておるのが経済企画庁のた
だいまの立場でございます。

○矢嶋三義君 そんなことはね、全
部、科学技術庁長官知つていらつしや
るのですよ。文部大臣も知つてい
る。矢嶋も知つていられるのですよ、そういう
ことはね。そういうことを前提にし
て、なおかつ池田科学技術庁長官は、
こういう勧告をなさなければならな

かつた。もしこの線に沿つてやらな
ければ、お宅で立てた所得倍増計画は科
学技術者の面から崩壊する。科学技術
者の充足はできない。人の面からその
所得倍増計画は達成できない。だか
ら、それを達成するために、自分は池
田内閣の閣僚の一人として、法に基
づいてこの勧告をせざるを得ないとい
う結論に達して勧告を出した。だから、
その勧告についてあなたのところはこ
れを取り入れてやるべきか、それとも
これはとんでもない勧告だとお考えに
なられたのか、その見解を聞いてい
るのです。お答えを願ひたい。

○政府委員(江藤智君) 企画庁とい
たしましては、最低少なくとも七万人、
それから多い方がいい。しかし、それ
よりも多く養成するということにつ
きましては、いろいろと具体的な問題が
ございまして、いろいろと具体的な検
討をやつていただきたい、こういう見
解でございます。

○矢嶋三義君 ということは、経済企
画庁としては池田科学技術庁長官の勧
告を否定する立場ですね。

○政府委員(江藤智君) 忌避するとい
うわけじゃございません。これは科学
技術庁の立場としてはもつともだと思
います。しかし、その養成をするにつ
いては、また文部省の方で、具体的な
いろいろと検討しなければいけないわ
けでございますからして、私は科学
技術庁の要求が過当、多過ぎるとい
うことも決して考へません。できれば十
七万人というものを大学卒業者でも
て埋められるならば埋めた方がベタ
でございます。しかし、実際問題、十
七万人を埋めるということはこれはで
きません。でございましてからして、

○矢嶋三義君 それに対して、総理は意思表示はございませんでしたか、お伺いします。

○国務大臣(池田正之輔君) 総理の意思によって動いておるのでないのです、私の意思で……。

○矢嶋三義君 総理が何かしゃべった

かどろが。

○國務大臣（池田正之輔君） 別に大し

たことはございません。

○矢嶋三義君 大したことはないが、

が、同じ三月二十八日の私の質問に対し、

私の質疑の焦点は、確かに所得倍増計画を推進して行くに当たっては、技術

者の養成計画として科学技術庁長官の指摘は正しい、大筋として正しい。

従つて、あなたは勧告をした以上は、政治家としてこれが無視された場合に

は責任ある態度をとるのが政治家の取るべき道だと、かように伺ったことに

対して、あなたは、極端に言えば職を賭してもやるのだと、こういう御答弁

をされておられますか。現在そういう決意を持って対処されているのかどう

法としては、法的には科学技術庁設置法の十一條の五項によって、正式に所

管大臣として総理に意見を具申する、この道が残されているだけです。と

れをやられるか、やられないかということが、あなたの最終的な一番重要な

ポイントになると思うのですが、その点のことを伺いたいと思います。

○國務大臣（池田正之輔君） 御指摘の
ように、法律的には第五項によつて具

申すということでありまするけれども、このことは非常に重要な私は問題

だと思っております。それはあなたも御指摘になったように、今後の十年間の日本の産業、経済の十カ年計画、勸告にも指摘しましたように、それ自体が危うくなる、これを私が責任ある閣僚の一人として黙って見ているわけにいきません。従って、具申程度で私は済まされる問題ではないというような心境であります。

は、これは理工系だけじゃなしに、農学部、医学部が入った数字であります。

ものと比較したときに、ここに大きなへだたが出てくるのであります。これを一体、私は黙って見ておられない。これじゃ科学技術振興なんというものは、こんなものは政府でいわない方がいい、いえた義理じゃない、そんなことは。従って、これを何とかして埋めなければならぬ、埋める方法はあるか、あると私は思う。これを私は提示しておるわけでありませう。

質めたつもりであります。しかもその後見ておきますと、何ら手を打ってない、あなたからなめられていて、あるいはなめられたのかも知れませんが、そのなめられつ放しで済ますような弱い池田でもないはずですよ。これが実態なんです。従って、公立、私立に国が勧告を出したときならば、公立も間に合った、私立ももちろん間に合った。公立、私立を最大限に、これをフルにやれば数千人はこの三十六年度からふやせはするんです。それを私は指摘したいと思ひます。

技術会議の答申案に盛り込まれております趣旨は内閣として尊重せねばならないことは、これは当然でございますから、その趣旨に従いながら、しかも可能な範囲において極力盛り込んだのが予算案の内容なわけでございます。十七万人見当の技術者が今のままでは足りない。それをどういうふうにして充足していくかということも、また科学技術会議の答申の過程を通じて、科学技術庁、文部省、経済企画庁等事務当局が総がかりで作業をしまして、一応出ました推定の数字が十七万。その養成につきましては、先刻お話ししましたように、最低七万ぐらゐのものは大学卒業という形をとったものを新規に充足することが望ましい。しかし、まだ足りない。足りないことは遺憾千万でございますけれども、特に教授陣をそろえることが現実問題として困難な事情と推察されましたので、単に数字を合わせるだけが能ではあるまい。現実には即して極力考えた場合、一応推定されますことは、最終年度に一万六千人ばかりの大学卒業業者を出すということ、それを年次計画で充足いたしますと約七万三千人ばかりの養成ができる。そうすれば九万七千ぐらゐの赤が立つけれども、これは遺憾千万でありますけれども、実情やむを得ないであらう。従って、それは職場における再教育等を通じて極力充足する。もつとも三十七年度以降予算措置を必要とするものにつきましては、財政の許す限り前向き姿勢で最終年度の一万六千人をふやす努力をすべきであらう、そういう課題としては残るというところ、当初作業当時から予測されましたこと、そのことは関係各省庁に

〇矢嶋三義君　そこで文部省側に伺いますが、あとさらに詳しい数字で、私はいずれが正しいかはつきり答えを出したいと思つてゐるのですが、昭和三十六年度、現時点においての科学技術者の卵として理工系に入学した人員は三千二百二十人、このうちに私学の占める人員は千二百六十五人、こういうふうに数字を承しておいてよろしいかどうか、伺ひます。

〇矢嶋三義君　その通りです。理工系は大体十七万が不足するというのが科学技術会議の答申でもあり、また企画庁の案でございます。ところが若干ふえておりますが、ここで明確にしておきたいことは、文部省が最初に発表いたしました数字によりまして、七万幾らといつておりますが、これはどうも七万幾らといふのはどこを指しておるのか、私にはよくわからないのですが、あるいはいわゆる四年制度の大学の入学者、それが七万幾らだとも言えます。それにプラス短期大学を入れますと十萬一千足らず、正確には十萬八百幾らになるはずであります。ところが、これは入学者の数でありまして、卒業者の数は違ふのであります。卒業業者の中から、四十五年までの間に卒業する人は何人おるかといひますと、短期大学をも合わせまして五萬六千九百三十二人といふ、これが初期の数字であります。その後若干ふえておきます。しかも五萬六千九百三十二人といふ数字は、これは具体的に申し上げますと、一年に入学した学生がそのまま全部卒業して、一人の脱落者もなくして卒業して、それが全部所要の職場についたと仮定した場合のことでございます。矢嶋君が御存じのよう

〇矢嶋三義君　そこで三十七年度、この年度最小限どの程度充足するがよろしい、また可能だと、いかように御判断なさつておられるか、その数字を承りたい。

〇矢嶋三義君　文部大臣に伺ひますが、科学技術庁長官のお言葉を承つていいますと、文部省の計画性が不十分である、それから数字に弱い、しかもその数字は適正な数字でないものを使つておられる、かように批判をされております。私もかなりその池田長官の数字には共鳴するところがあります。文部省、文部大臣としてはどういふ御所見でありますか、反論する自信がなければ反論していただきたい。

〇矢嶋三義君　お答え申し上げます。私も数字に弱い方でございます。私も思ひますが、まあ三十六年度予算ですでに御審議を願つて決定していただきました中に、国、公、私立大学の、特に理工系の学生の養成につきましては、昨年、大学から学部新設、学

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

〇矢嶋三義君　じゃ、現時点において科学技術庁長官は、昭和三十六年度においてさらに最小限理工系の学生を、それが国立、公立、私立にかかわらず、何名程度は増員すべきだ、またそれはやれば可能だと、こういう見解を持たれてゐるか、数字をもつてお答え願ひたい。

において極力検討を続けておるところでございませう。そういう関係からいたしまして、十七万が充足できない点を科学技術庁長官からもっとしっかりやれという激励の意味で御報告を受けたと存じまして、三十六年度につきまして、もしできることならば、今後に実施ができるかいかを十分検討いたしまして、できるものならやりたい、できなければ、三十七年度以降に予算措置を伴うものにつきましては、もっと努力すべきであらう、こういうふうに考えておるところであります。

○矢嶋三義君 もうちょっと伺います。が、依然として両相の間には懸隔があります。一つもみぞは埋まっております。そこで科学技術庁長官に伺いますが、現時点に立ってあなたのとるべき道は、大まかにいつて二つあると思ひます。その二者択一だと思ひます。

その二者択一とは、一つはいまだに閣議の議題になっていないというのです。閣議の議題にならないまでも、関係閣僚の懇談会にこれを持ち出して、そして協議をすることを求めるか、それともあなたの出所進退をかけて、設置法の十一條の五項で総理に意見を具申するか、その二者択一だと思ひます。

もうきよは四月の十三日です。それから、あなたの報告がなされてから一カ月以上経過されているのですから、そのいづれかをとりて早急に閣内の一致した結論を出していただくなければ、今審議している法案の審議はできない。賛否の意思表示もできない。今大学卒業程度の技術者をやっておりますけれども、次には工業高等学校卒業生の中級技術者の計画をただし

ていかなくちやなりません。それに伴う工業高等学校の教員養成計画というものとあわせてただして参らなくちやなりませんので、それとの関連性がありますので、入学期並びに法案審議上からいっても私は相当時期が切迫して

おる。その二者択一、いづれかを選んでいただいて、内閣として意見を統一していただかなければならぬと思ひますが、長官の御答弁を求めます。

○国務大臣(池田正之輔君) 文部大臣は聡明な方でありまして、少しはわかつてくれるだらうと思ひますが、従つて、私は必ずしも計画が悪いとは思つていないのでまだ捨てておりません。もう若干の時間をかせば――

ただ、文部省の事務当局というものは昔からはなほ頑迷固陋なところがありまして、なかなか手に負えないところがある。荒木君もやりにくいだらうと私は同情しておる。しかし、この文部省の従来からとってきたこの態度、人員に合わないこの態度というものをこれをぶち破れないようだったら、これは日本の産業経済の進展はあり得ない

と私は強く信じております。

○矢嶋三義君 あなた幾らか荒木さんを信じているようですが、そこで参考を聞いておきますが、文部省の官僚が頑迷固陋だ、けしからぬという点については、われわれの同僚と意見の一致するところがあります。科学技術庁のお役人の方はどうですか、参考に聞いておきたいと思ひますが。

○国務大臣(池田正之輔君) わが科学技術庁の役人はいづれも聡明で忠実であります。

ないというのに、大平官房長官があなたに何かお話になつたはずですね。この問題について、そうしてあなたは文部省で協議されて、その結果を池田科学技術庁長官に持つて行かれないうで、大平官房長官のところに持つて行かれたというところが新聞に報道されておるのですが、それは真実なのかどうか、もし持つて行かれたとするならば、どういふわけでその報告を池田科学技術庁長官のところに持つて行かれたので、大平長官のところに文部省の意見書なるものを持つて行つたのか、そうしてその内容がいかなるものであつたのか、お答えいただけますか。

○政府委員(額田三三三君) お答えします。実は御承知のように、科学技術庁長官からの報告を受けまして、私もその問題につきましては、十分に尊重しつゝ、いろいろ検討いたしておりますが、われわれといたしましては、なかなか科学技術庁長官のお考え通りに実施することが困難であるというより、なことを考えたわけでございます。そこで、実はいろいろこの問題につきましても、協議をいたしつゝ、一応、官房長官において両者の間の了解を得るようになつておるというより、今お話しでございますので、そこで実は今お話しのような問題につきましても、官房長官にはあつての資料として提出するという話に及まして、私が省内において意見をまとめまして、内容を持つて行つたのでございまして、内容につきましても、けさの新聞等に出ておりますようなことで、三十七年度からは十年間において足りない十万人程度の定員を、これを養成するようにな努力を科学技術庁長官の報告に沿つ

てやりたい。それからまた大学の施設基準等につきましては、さらに検討いたしまして、悪いところがあれば一つこれを直して、施設の場合等におきましても、今までよりもあるいは都合よくいくような方にすることにについて、もしも、そういう点があれば検討してもよい。また、三番目には、科学技術庁長官の方から私の方にいたしております増員計画について、再検討するために、当該学校等と至急協議をして、実は私の方としては、学校から直接そういう内容のことについておきておられないので、それについてできるかできないかというのを、十分に一つできるだけすみやかにやつていきたい。こういうことを省の意見として官房長官に申し入れたと、こういうこと

であります。

○矢嶋三義君 科学技術庁長官に伺いますが、ただいま文部省の政務次官が述べられました内容、これが大平官房長官に通じているわけですか。大平官房長官から、その内容のことが池田長官にお話があつたかどうか。もしあつたとするならば、その内容に対して、科学技術庁長官としてはどういふ御所見を持つておられるのか、お答えいただけますか。

○国務大臣(池田正之輔君) けさ私は登院いたしました際に、官房長官から、それらしいものをちよいと見てもらいました。拝見いたしました。考へ方としては非常にいい考へ方であり、ますが、さつと具体的にどの程度に行動に移されるかということについて、これから夕方でも時間があつたら文部大臣と一べん話してみたい、かように思つておるのでございます。従つて、

先ほど聡明なわが文部大臣と申し上げたのは、それを意味したのであります。この機会に特に私は申し上げたいことは、文部省の役人さんもおられますから、先ほど私は失言いたしました、頑迷と申し上げましたが、それは十七万人、大学卒業生十七万、それから工業高校が四十四万という国家養成がここに打ち出されたということ、これは非常に大事なことです。文部省がこれをどうもどういふふう

に受け取つておるか、その後みても、どうもこれはすなわに頭に入つてないのじゃないか。日本の産業構造なり、産業経済がどんな形で上昇しつゝあるかといふことも、文部省の、もつとも所管は違ひますから無理ありませんけれども、感じが薄いんじゃないか。そこで、私は若干申し上げたいのは、こ

ういう大きな国家目標、そこでできるだけ十七万なら七万くらいはというより、なまぬるいもの考へ方では、これはいけない。そこで私は特に申し上げておきたいのは、国家養成が十七万と四十四万という、この膨大な数字が出ておる。現に私の役所などは、

ことし約八十人の人員を要するのに三十何名しか採用できない。これが現状であります。民間企業におきましても、中小企業などは大企業から吸収されて、国立の試験研究所等におきましては、上の方がどんどん引つ張られていかれて、これは蒸発といつてお

ります。中堅どころがどんどん流れていく、これを沸騰といつておられます。この沸騰状態が続く限りは、これは工場ができて動かし人間がなくなる。これが現状であります。従つて私はこれを憂へる、でありますから、かような

先ほど聡明なわが文部大臣と申し上げたのは、それを意味したのであります。この機会に特に私は申し上げたいことは、文部省の役人さんもおられますから、先ほど私は失言いたしました、頑迷と申し上げましたが、それは十七万人、大学卒業生十七万、それから工業高校が四十四万という国家養成がここに打ち出されたということ、これは非常に大事なことです。文部省がこれをどうもどういふふう

○矢嶋三義君 あと二問で終わります
がね。私は国の同じ内閣の閣僚として
席を持っておられるお二人は、十分意
思を疎通させて仕事をやっていただき
たいと思うのです。たとえば昨日ウオ
ストークが飛んだ。さつそく荒木君、
池田君という話し合いがあつて、そう
するかという話し合いがあつて、そう
してこの御面所でお話し合はれた結
果というものが、國民に声明として出
されるなり、国会で矢嶋の質問に答え

がね。これは反対なことを言つてゐるんじゃないの。池田長官、腹の中では聡明と思つていないのじゃないですか。三月二十八日の僕の質問に対して、この速記録の五ページにも、「どうも文部大臣は少し頭がぼやっとしておるのではないか、そういう意味で私も若干決意が鈍つておる。」、こういう速記録を残されているわけですね。こういう点はお二人とも反省していただかなくちやならぬと思う。一体この法案の審議でき

御案内の通り約四十四万人不足するであらう。それに対応するために約一万人を三十六年度は増募できるようにしよう、そのペースで参りますと……。

○矢嶋三義君 高級技術者が足りない」とまた狂つてきますよ。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 四十四万人おおよそ養成できさうである。さらに教職員がなければその目的は達せられませんが、その根拠に立ちまし

か言われぬが答弁しなさい。

○国務大臣(池田正之輔君) 新聞には
そういうふうに出ておりました。御承
知のように私は気が短かいので、のほ
せる性でありますので、何を言ったか
よく覚えておりません。それらしきよ
うなことをどうかするとこれは出てく
る場合もあるのであります。これは御
存じのように私は青ちが悪いものであ
りますから、さようなことがもしあつ
たとすれば、これは荒木君に対して、

ページに出ておりますが、この勧告は予算を伴わないで可能な面と、予算修正をしなければならぬ両面を含んでおるわけでしよう、こういうふうに私が伺ったところが、池田長官は、「その通りです。」と答弁している。だから、あなたの勧告を三十六年度を含めて早急にこれを検討してやるとすれば、三十六年度の予算にも影響し、一部はでき得べくんば予備費から出すなり、あるいは補正予算を積極的に組む

なり、そういうことを必要とする場合もあるという内容の私は勧告だとかこの前の質問から承しているのですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(池田正之輔君) 私の勧告は、予算が衆議院を通過したあとでございまして。従って、今、文部大臣からも御指摘がありましたように、この予算に対しては私も閣僚として責任を持たなければなりません。従って、今度の私の勧告は、予算と申しましたのは言葉が足らなかつたのかもしれないが、予算に伴う面につきましては文部大臣が言われるように三十七年度からのつもりでございまして。三十七年度はこれは予算を伴わないでやる方法があるのじゃないか。それは勧告を出された当時に、直ちに文部省が行動を起こして府県知事やその他に交渉すれば若干のものがふえたはずだ。と同時に、私立大学にこれを交渉すれば協力を求めればできたはずなんです。しかし、その後一カ月以上経過いたしましたので、今日とってみますと公立関係はおそらく見込みが薄いだらう。かように思います。従って、残されたものは私立大学であります。私立大学の場合には、これは私が科学技術庁長官として科学技術の推進をはかるといふ立場から、各私立大学から希望の学校のそれぞれ新設課目の希望その他をとつてみたのでありますが、その場合に、当然に本年は予算がないから政府としては補助その他の援助はできないが、国家の要請であるから、一つ協力する意味において学課の増設その他をやつてくれんか。御承知のように理工学部を新設——新設という言葉で一括しておりますが、新しい工科大学、理工科大

学を建てろということになりますと、いろいろ支障が出てきます。しかし、現在ある大学の工学部にあるいは電子工学でありますとか、あるいはその他の最近の新しいそういう理工系の科目をふやす、三科目や五科目ふやすという場合にはむずかしい問題じゃない。それぞれその大学によつて違いますが、何十人、何百人それぞれ学者を擁し、スタッフを擁しております。従つて、ジュニア・クラスの一年を今からすぐやつたて困るようなことは断じてない。それをおやりなさいというのです。そこで賢明な文部当局もこのごろやつとわかつてきて、そういうふうになつておられますから、おそろくこれ以上は矢嶋さんにも御心配かけないでいけるのじゃないかという私は希望を持つておつたわけであり

ます。

○矢嶋三義君 最後の質問をいたしました。そして資料を要求いたします。科学技術庁長官の答弁は少しニュアンスが変わつて参りました。三月二十八日の時点では、あなたは三十六年度の予算にも影響を及ぼすということをはつきり答弁されましたので、私は官房長官にも、本日、水田大蔵大臣にも、池田長官の勧告の趣旨を入れて補正予算を組んだらいかですかという質問をいたしました。まあ政治は妥協であるから、池田内閣の中であなただけ若干妥協されたのだらうと思ひます。そうだとすれば、文部省としては、あるいは池田内閣全体としても何か解決策はあると思ひます。三十七年度の予算に影響なくやれるということになれば、従つて、私は要求いた

しますが、五日以内に、すなわち来週の本委員会が開かれる火曜日、それまでにこの勧告問題について荒木、池田両大臣連名の上で、かくかくにこの問題を処理したという点を明確に文書をもって委員長を通じて本委員会に提示願ひたい。それができない限り、ほかの人は知りませんが、私は本法案に對する質疑は保留いたします。質疑は私としてはできません。この点と、もう一つの資料要求は、この科学技術会議の答申書にもあるわけですが、プリントして次の内容のものを出して下さい。それは理工学系科学技術者の三十五年から四十五年に至る各年度別の不足数、従つて推定になります。不足数、それから三十五年から四十五年に至る各年度の入学予定増加数、入学する生徒で三十七年度何名ふえる、三十七年度何名ふえるという予定増加数。それからもう一つは、三十五年から四十五年に至る各年度におけるこの理工学系大学の卒業予定者数ですね。しかも、それが三十九年より四十年は何名卒業予定者数がふえるであらうか、四十一年になると何名ふえるであらうというその推定数、それを一覧表として出して下さい。これを検討しますという、計画が適正であるかどうかというところが綿密にわかりますから、その不足数、それから不足見込み数、それから入学推定数、卒業推定数、この動きが三十五年から四十五年にわたつてわかるような一覧表をプリントして出してもらいたい。この二つを資料要求として本日の質問を私終わりたいと思ひますが、お答えいただけますか。

○国務大臣(池田正之輔君) 前の方の、一札を入れろというふうなお話がございますけれども、これは何も書類にして矢嶋先生に提出しなくても、何らかの形で御満足いくような回答をいたしたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御要求の資料は極力間に合わせたいと思つております。

○委員長(平林剛君) 本案に關する質疑は本日はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会